

# ひたちなか市 国土強靱化地域計画

令和3年2月





## 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1. 背景と目的 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の推進期間 .....	2
<b>第2章 ひたちなか市の概況と想定するリスク</b> .....	3
1. ひたちなか市の概況 .....	3
2. 想定するリスク .....	10
<b>第3章 ひたちなか市における強靱化の基本的な考え方</b> .....	11
1. 計画策定の基本方針 .....	11
2. 基本目標 .....	13
3. 事前に備えるべき目標 .....	14
<b>第4章 脆弱性評価</b> .....	15
1. リスクシナリオと施策分野の設定 .....	15
2. 脆弱性評価結果 .....	17
<b>第5章 強靱化の推進方針</b> .....	48
1. リスクシナリオごとの推進方針 .....	48
2. 施策の重点化 .....	80
<b>第6章 計画の推進と進捗管理</b> .....	81

### 資料編

資料1 目標指標一覧

資料2 事業内容一覧



## 第1章 計画の概要

### 1. 背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後基本計画は、平成30年12月に、頻発する災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映した改定が行われています。

茨城県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

本市では、上記基本計画や県地域計画に基づき、大規模自然災害等による致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、令和2年3月に、「ひたちなか市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

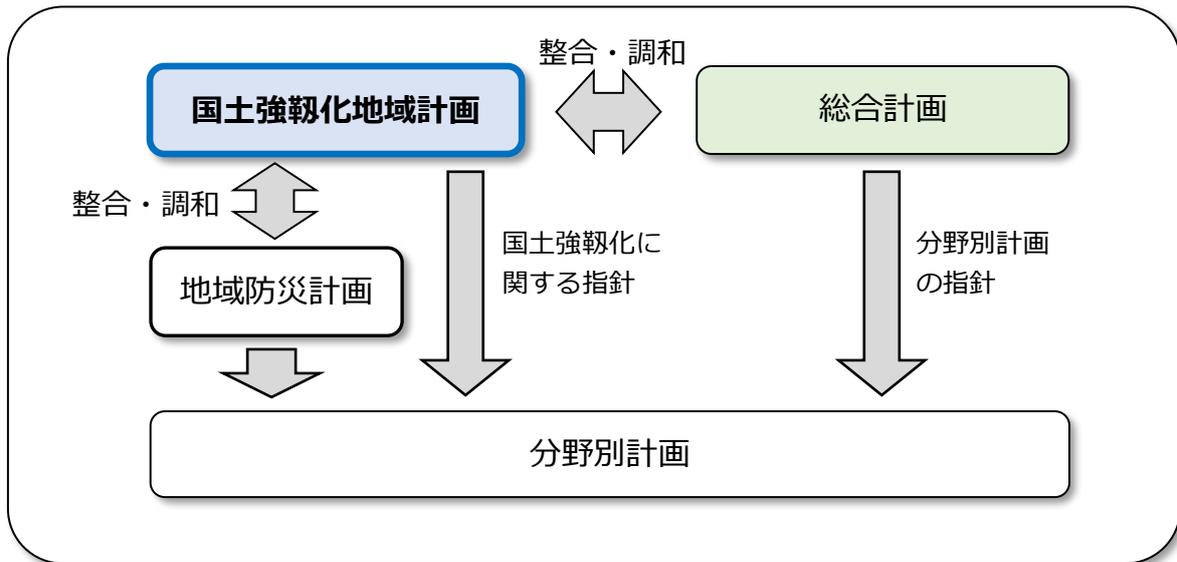
近年では台風や局地的豪雨などによる被害の多発、感染症対策を踏まえた災害対応など、災害に対する一層の取組強化が求められる状況となってきたことから、施策のより効果的な推進を図るために、本年度、第3次総合計画後期基本計画（以下、「総合計画」という。）の策定と併せ、本計画を見直すものです。

### 2. 計画の位置付け

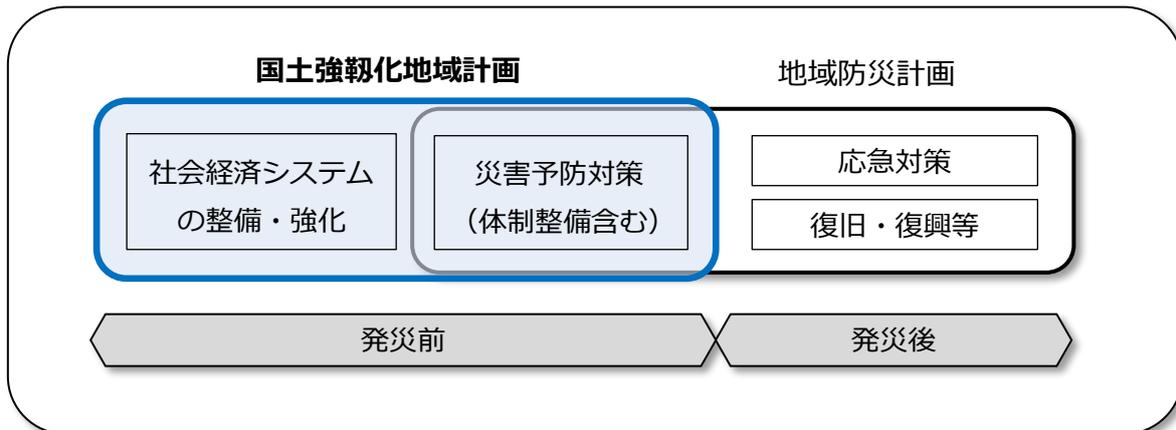
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、総合計画との整合・調和を図りながら、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものです。

また、本市における防災計画としては、災害対策基本法に基づく「ひたちなか市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）があり、災害対策を実施する上での予防計画や、発災後の応急対策、復旧・復興等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。両者は互いに密接な関係を持ち、整合・調和を図りつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対策について定めています。

ひたちなか市国土強靱化地域計画の位置付け



国土強靱化地域計画と地域防災計画の内容



### 3. 計画の推進期間

計画内容は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、並行して見直しを進める総合計画の終期と合わせて調整することとします。

当初の推進期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までとします。

## 第2章 ひたちなか市の概況と想定するリスク

### 1. ひたちなか市の概況

#### (1) 位置・地形

ひたちなか市は、東京から約 110 km の距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 km、南北約 11 km で 99.97 km<sup>2</sup> の面積を有しています。

西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで水戸市と大洗町に接し、東は太平洋に面して約 13 km の海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7m 前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔 30m 前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。



#### (2) 地質

本市の大部分は、海拔 30m 前後の北西から南東に極めて緩やかに傾斜する起伏の少ない平坦な台地で、成田層群より形成され、表層に黄褐色ロームが 1~2m 載り、その下に砂礫層が推積しています。礫は、直径 0.5~10 cm の円礫で砂層はラミナが良く発達しています。一般には、基盤の第三紀シルト岩までの深さは、ほぼ 18m 位で均一ですが、国営ひたち海浜公園付近では、深さ約 25m まで砂礫層が認められます。

台地における地質は、軽しろう高燥な火山灰で酸度の強い洪積層ですが、那珂川沿岸には沖積層砂壤土が見受けられます。また、海岸面には、中生代及び新生代の地層が露出しています。

#### (3) 気象

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、年間平均気温は 15 度、最高気温は 37 度前後、最低気温はマイナス 10 度を下回ることはありません。降水量は月平均で 100mm 前後、降雪は数えるほどです。また、風向は春から秋にかけては北東風が、冬は北西風が最も多く、平均風速は毎秒 2.0m 程度となっています。

表 2.1 平成 27 年～令和元年のひたちなか市気象概況

区 分	最高 気温	最低 気温	平均 気温	最多 風向	平均 風速	風速 10m以上	降水量
単 位	℃	℃	℃		m/s	日	mm
平成 27 年	37.1	-4.7	14.9	北東	2.1	137	1,249.0
平成 28 年	37.7	-4.6	14.8	北東	2.1	146	1,371.5
平成 29 年	34.6	-5.5	14.2	北東	2.0	142	1,136.5
平成 30 年	38.3	-7.3	15.3	北東	2.0	139	1,178.0
平成 31 年・令和元年	35.1	-4.7	14.9	北東	1.9	139	1,428.5

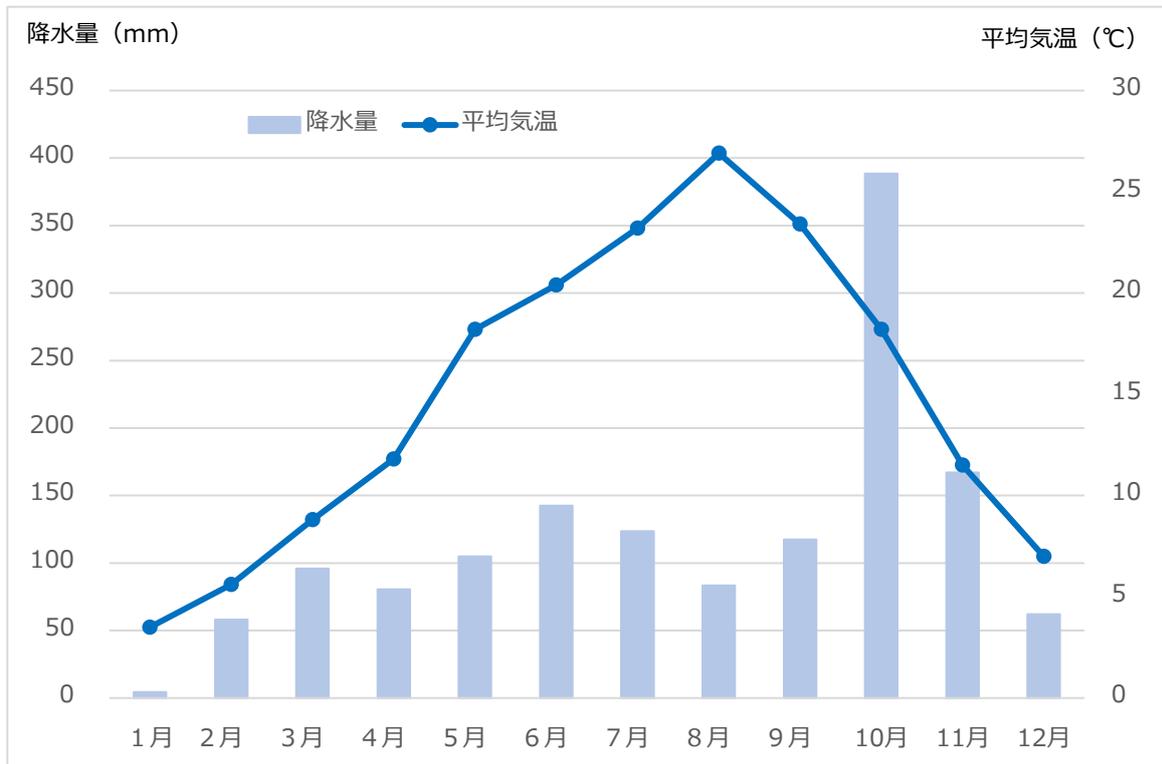


図 2.1 ひたちなか市における平成 31 年・令和元年の降水量及び気温

#### (4) 人口

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は 154,631 人（常住人口）で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下 4 番目の規模の都市です。

人口構成比率では、平成 26 年と平成 3 年の 4 月を比較すると、年少人口（0 歳～14 歳）では、1.4%の減に対し、老年人口（65 歳以上）では、2.9%増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。

自然動態においては、出生数が年々低下するとともに、死亡数は増加傾向にあることから、総人口は今後、減少に転じ、老年人口割合も高まっていくと見込まれています。平成 28 年 3 月に策定した「人口ビジョン」では、長期的な将来人口について、令和 22 年（2040 年）に 14 万 6 千人の維持を目標人口に設定しており、令和 42 年（2060 年）の人口は 12 万 9 千人を見込むものとして

います。一方、世帯数は増加を続けており、1世帯当たりの平均人員は、今後も減少傾向が続くと想定され、核家族化の進展や高齢者などのひとり暮らしの増加が続いていくと考えられます。

人口集中地区人口では、平成17年と平成27年で比較すると、人口では、6,606人増加し、面積では、2.1km<sup>2</sup>増加しています。

平成27年度における昼間人口と夜間人口の割合は、夜間人口が3.5%多くなっています。

外国人登録人口は、平成26年の1,247人に対して平成30年度は1,710人であり、463人増加しております。

産業別職業人口比率では、平成17年と平成27年とで比較して、第1次産業が3.3%から2.5%に、第2次産業が32.2%から30.7%に減少し、第3次産業へ移行している状況にあります。

## (5) 産業

勝田地区では、電機、機械、精密機器、紙製品などの工業を、那珂湊地区は水産加工業を主体とした食品製造関係水産業を基幹として発達してきました。これら既存の産業に加え、ひたちなか地区の常陸那珂工業団地等への先進企業の立地が進んでおり、今後も県内有数の先進工業都市として躍進していくことが期待されています。

また、市内には那珂湊漁港と磯崎漁港の2つの漁港があり、多種多様な漁法による漁業が年間を通して営まれる、近海沿岸漁業の基地となっています。農業では、ほしいものが特産品となっており、日本一の生産量を誇っています。商業面は、大規模小売店舗の集積などで商圈の地元吸収力が増大しています。今後は、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの観光資源を積極的にPRすることで交流人口の拡大を図るとともに、各種施策により何度も訪れてもらえる「ひたちなか市のファン」の創出に繋げていく必要があります。

## (6) 交通・物流

### ① 鉄道

市内の鉄道は、JR常磐線を主軸に、水郡線が接続しており、勝田駅など4つの駅があります。常磐線は平成27年に上野東京ライン（常磐線）として品川駅まで乗り入れが始まり、品川駅と勝田駅間の所要時間は、特急で約90分です。また、平成20年4月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅と那珂湊駅、阿字ヶ浦駅を結んでおり、国営ひたち海浜公園西口付近までの延伸が計画されています。

### ② バス

市域には、茨城交通株式会社が主要幹線道路を運行しているほか、コミュニティバスの「スマイルあおぞらバス」が平成18年度より運行しています。

### ③ 道路

本市から群馬県高崎市までの約150kmをつなぐ北関東自動車道が平成23年3月19日に全線開通しました。都市間を結ぶ主要幹線道路としては、国道6号、国道245号があります。また、

主要地方道那珂湊那珂線と瓜連馬渡線が那珂市と、水戸勝田那珂湊線が水戸市と接続しています。

④港湾

現在、1,182 h a のひたちなか地区開発の中核施設として建設中である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」は、北ふ頭地区の整備が完了し、現在は、中央ふ頭地区の整備が着実に進められており、平成 28 年 4 月に中央ふ頭地区水深 12m耐震強化岸壁が供用開始となりました。現在は新たな水深 12m 岸壁が令和 3 年度の完成に向け整備が進められており、国内外の物流拠点として更なる発展が期待されます。

(7) 災害

本市の災害の記録を顧みると、主に地震・津波災害と風水害に大別されます。中でも平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震度 6 弱の揺れと約 4 mの津波によって、住宅や店舗、道路や上下水道、交通機関などに甚大な被害が発生しました。(表 2.2 参照)。

また、今後想定される地震被害としては、「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成 30 年 12 月)によると、ひたちなか市で最大震度 6 強が想定され、地震動による影響が特に大きいと考えられる「太平洋プレート内の地震(北部)」(モーメントマグニチュード 7.5) や、津波による甚大な影響が考えられる「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」(モーメントマグニチュード 8.4) が想定されています(表 2.3 参照)。

風水害については、近年、全国的にも大きな被害となる台風等の発生頻度が多くなる傾向にあり、ひたちなか市においても令和元年東日本台風(台風 19 号)では、家屋 156 棟(住家 111 棟、非住家 45 棟)が半壊するなど、多くの被害が発生しました。

なお、今後想定される最大規模の洪水及び津波の浸水区域について、図 2.2 に示します。

表 2.2 東日本大震災による被害

発生日	平成 23 年 3 月 11 日
地震規模	マグニチュード 9.0
市内最大震度	震度 6 弱
推定津波高さ	3.8m (ひたちなか市和田町)
人的被害	死者 2 人, 行方不明者 0 人 負傷者 28 人
住家被害	全壊 86 棟, 大規模半壊 125 棟, 半壊 676, 一部損壊 6,095 棟
電力	発災後: 市内全域停電 → 3 月 14 日全域復旧
水道	発災後: 市内全域断水 → 3 月 24 日全面復旧
最大避難者数	9,539 人 (3 月 12 日)

(「3・11 東日本大震災ひたちなか市の記録」に基づく)

表 2.3 ひたちなか市に影響が大きいと考えられる地震による被害想定数量

算定項目		太平洋プレート内の地震（北部）			茨城県沖から房総半島沖にかけての地震				
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時		
建物被害	全壊（棟）	揺れ	83	83	83	10	10	10	
		液状化	10	10	10	7	7	7	
		津波	-	-	-	1,471	1,471	1,471	
		火災焼失	5	5	203	3	3	3	
		合計	99	99	297	1,491	1,491	1,491	
	半壊（棟）	揺れ	1,473	1,473	1,473	281	281	281	
		液状化	92	92	92	67	67	67	
		津波	-	-	-	1,433	1,433	1,433	
合計		1,565	1,565	1,565	1,781	1,781	1,781		
人的被害	死者（人）	建物倒壊	5	3	4	1	*	1	
		津波	-	-	-	*	*	*	
		火災	*	*	*	*	*	*	
		ブロック塀等	*	*	*	*	*	*	
		合計	5	3	5	1	1	1	
	負傷者（人） （ ）内は重傷者数 内数	建物倒壊	204 (13)	107 (10)	141 ( 9)	42 ( 7)	32 ( 5)	31 ( 5)	
		津波	-	-	-	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	
		火災	1 ( *)	* ( *)	11 ( 3)	* ( *)	* ( *)	1 ( *)	
		ブロック塀等	* ( *)	2 ( 1)	8 ( 3)	* ( *)	1 ( *)	3 ( 1)	
		合計	205 (13)	109 (10)	160 (16)	42 ( 7)	33 ( 6)	34 ( 6)	
	避難者（人）	被災当日	7,793	7,793	8,223	13,367	13,367	13,367	
		被災 1 週間後	6,614	6,614	7,048	6,449	6,449	6,449	
		被災 1 ヶ月後	2,625	2,625	3,071	6,605	6,605	6,605	
	ライフライン施設等	電力（停電軒数） （ ）内は率	被災直後	90,227 (92%)			83,665 (85%)		
			被災 1 日後	76,953 (78%)			42,581 (43%)		
被災 3 日後			38,387 (39%)			333 ( *%)			
被災 1 週間後			0 ( - )			0 ( - )			
上水道（断水人口） （ ）内は率		被災直後	142,749 (94%)			131,862 (87%)			
		被災 1 日後	127,667 (84%)			75,983 (50%)			
		被災 1 週間後	23,812 (16%)			10,375 ( 7%)			
		被災 1 ヶ月後	2,162 ( 1%)			3,060 ( 2%)			
下水道（機能支障人口） （ ）内は率		被災直後	89,188 (92%)			82,939 (85%)			
		被災 1 日後	76,207 (78%)			43,230 (44%)			
		被災 1 週間後	786 ( 1%)			2,070 ( 2%)			
		被災 1 ヶ月後	171 ( *%)			2,069 ( 2%)			
通信被害（固定電話不通回線数） （ ）内は率		被災直後	22,486 (92%)			20,920 (85%)			
		被災 1 日後	19,116 (78%)			10,898 (44%)			
		被災 4 日後	4,898 (20%)			592 ( 2%)			
	被災 1 週間後	* ( *%)			511 ( 2%)				
災害廃棄物及び津波堆積物（トン）	災害廃棄物	62,800			193,631				
	津波堆積物	-			104,626				

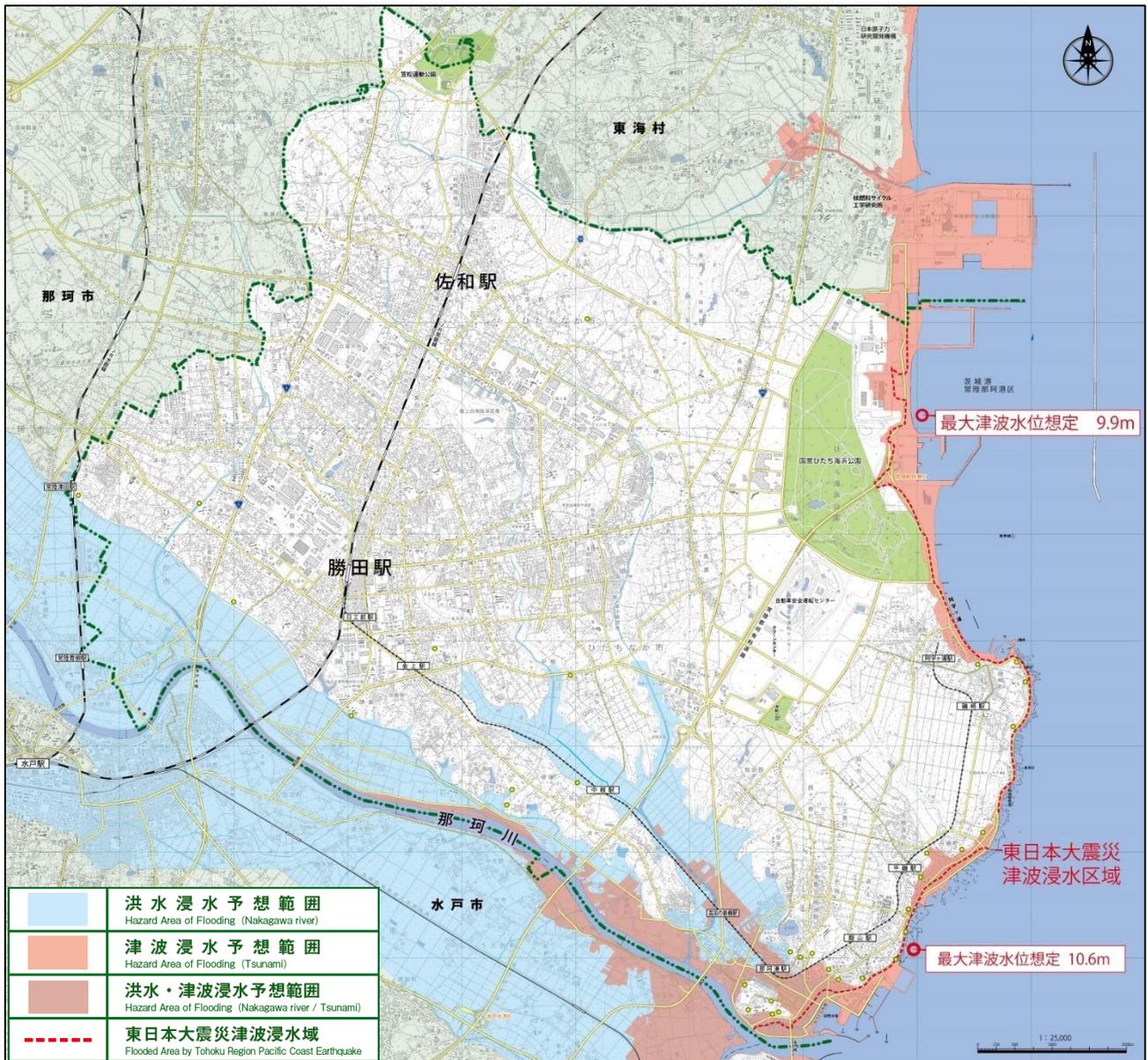
※集計結果の切り上げ処理等により表中の数量は合計が合わない場合がある。

\*：わずかであることを示す。

（「茨城県地震被害想定調査報告書（H30.12）」に基づく）

表 2.4 主な風水害被害（昭和 61 年以降）

発生年月日 台風名	市内の被害
昭和 61 年 8 月 5 日 台風 10 号	住家半壊 2 戸, 床上浸水 582 戸, 床下浸水 283 戸, 畑冠水 979.7ha
平成 10 年 8 月 27 日～30 日 台風 4 号	床上浸水 71 戸, 床下浸水 104 戸等
平成 11 年 7 月 14 日 大雨	床下浸水 104 戸, 1400 トンの海岸漂着ごみ処理による多額の被害
平成 14 年 10 月 1 日 台風 21 号	住家半壊 2 戸, 一部損壊 19 戸, 船舶 5 隻, 倒木 52 本, 小学校の体育館が吹き飛ばす等
平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号	負傷者 1 名, 床下浸水 3 戸, 通行止め 14 箇所, 倒木 32 箇所
平成 16 年 10 月 20 日～21 日 台風 23 号	道路陥没 8 箇所, 床下浸水 22 戸, 道路通行止め 16 箇所, 停電 769 件
平成 17 年 8 月 25 日 台風 11 号	床下浸水 6 戸, 道路通行止め 7 箇所, 倒木 1 箇所
平成 18 年 9 月 5 日 台風 12 号	阿字ヶ浦地区及び磯崎地区の一部（50 世帯）に避難勧告発令
平成 19 年 9 月 6 日～7 日 台風 9 号	倒木 24 本, 木製塀一部倒壊等
平成 23 年 9 月 21 日～22 日 台風 15 号	那珂川沿岸, 那珂川河口地域に対し避難指示, 床下浸水 1 戸等
平成 28 年 8 月 22 日 大雨	床上浸水 154 棟, 床下浸水 10 棟, 累加総雨量 141mm
平成 29 年 10 月 22 日～23 日 台風 21 号	土砂災害警戒区域に避難準備情報発令（33 地区, 534 世帯）, 累加総雨量 127mm, 児童関連施設の屋根破損, 看板柱折れ曲がり, 倒木 20 箇所以上（公園, 学校）
令和元年 10 月 11 日～13 日 東日本台風（台風 19 号）	海岸部に警戒レベル 4 避難勧告, 那珂川沿岸に警戒レベル 5 災害発生情報を発令, 住家の半壊 81 棟, 一部損壊 75 棟, 床下浸水 219 棟, 累加総雨量 104mm



- ※1) 洪水浸水予測範囲：国の公表する想定最大規模降雨による那珂川の浸水想定区域
- ※2) 津波浸水予測範囲：茨城沿岸津波対策検討委員会による最大クラスの津波による浸水区域

図 2.2 市域の浸水予想範囲（「ひたちなか市防災マップ」による）

## 2. 想定するリスク

本計画で対象とするリスク（災害等）は、既往被害や想定される被害を踏まえつつ、ガイドラインで示されている大規模自然災害を基本とし、県地域計画や地域防災計画等を参考として、以下の災害リスクを想定します。なお、大規模な地震災害と水害が同じタイミングで発生することや、感染症の流行と水害等の大規模自然災害が同時に発生するなどの複合災害も想定することとします。

災害の種類	想定する災害・規模等
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地震被害想定調査報告書に基づくひたちなか市に影響の大きな地震（太平洋プレート内の地震(北部), モーメントマグニチュード7.5, 最大震度6強 等)</li> </ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地震被害想定調査報告書に基づく「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」等</li> </ul>
台風・竜巻・豪雨などの風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の降雨による那珂川等の河川氾濫, 洪水や内水による大規模浸水</li> <li>スーパー台風や高潮, ゲリラ豪雨, 土砂災害等</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震等による急傾斜地崩壊等</li> </ul>
複合災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生前後の豪雨, 台風等による洪水等による被害の拡大</li> <li>感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し, 避難先の避難所等で感染症の拡大</li> </ul>

## 第3章 ひたちなか市における国土強靱化の基本的な考え方

### 1. 計画策定の基本方針

国土強靱化は、基本計画や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」（以下「ガイドライン」という。）に示されるように、地域リスク・脆弱性に対して、短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組の実施、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な取組の推進、自助・共助・公助の適切な組み合わせによる連携・役割分担の明確化等の基本的な方針に基づいて取組を推進するものです。

県地域計画との整合性を踏まえ、基本方針を以下に示します。

#### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会システムの形成  
人口や経済活動、社会機能などにおいて、市や地域の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- 関係団体との連携体制の構築  
国・県、近隣市町村、学校、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、相互に連携して強靱化に取り組む体制を構築します。
- インフラの老朽化への対応  
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していきます。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上  
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図ります。

#### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

##### ア 多層的な取組

- 複合的・長期的な視点による施策の推進  
施策の推進にあたっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組みます。

- 平時からの有効活用  
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず，その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して，日頃から有効に活用される対策となるよう工夫します。
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組  
想定される被害や地域の実状等に応じて，ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより，総合的な取組を進めます。

#### イ 各主体の連携

- 広域連携体制の構築  
広域的な災害に対応するため，近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め，災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努めます。
- 民間投資の活用  
民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発，協議会の設置等）により，民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに，PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか，民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化します。

#### ウ 人づくり

- 防災人材の育成と確保  
地域の防災力を強化するため，災害から得られた教訓などを基に，災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識，知恵及び技術を持った人材や，次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図ります。

#### エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（P D C A サイクル）を通じて，本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに，本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し，短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進します。

### (3) S D G s（持続可能な開発目標）に係る事項

S D G s がめざす，持続可能な環境や社会を構築していくためには，地域経済，社会保障，自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要です。特に，ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」は，本計画との親和性が高く，本計画の取組においても，S D G s の目標を意識しながら，取組を推進します。

## SDGs (Sustainable Development Goals) とは

2015年9月の国連サミットで、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、2030年までの「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17のゴール (目標) と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2. 基本目標

本市の強靱化を推進するため、基本目標を以下のとおり設定します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 3. 事前に備えるべき目標

---

4つの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標を以下のとおりとします。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- ⑤ 経済活動の機能維持
- ⑥ ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害の防止
- ⑧ 迅速な復旧・復興

## 第4章 脆弱性評価

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するために、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び施策分野を設定し、現状の取組における脆弱性について評価しました。

### 1. リスクシナリオと施策分野の設定

#### （1）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標を達成するうえで、本市で想定される災害リスクに起因して発生することが懸念される回避すべき事態として、基本計画及び県地域計画と調和が保たれるように、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を次ページ表 4.1 のように設定します。

#### （2）施策分野

基本計画の 17 の施策分野や県地域計画の 10 の施策分野を参考として、本市の施策分野を以下の設定とします。

個別施策分野	① 行政機能・消防等・情報通信 ② 住宅・都市 ③ 健康・福祉 ④ 産業・農水産・環境 ⑤ 交通・物流・国土保全
横断的分野	⑥ リスクコミュニケーション ⑦ 防災教育・人材育成 ⑧ 老朽化対策

表 4.1 ひたちなか市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波，土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	住宅，建築物，土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保	2-1	食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止
		2-2	救助・救急，医療活動の長期停滞，停止
		2-3	大規模な帰宅困難者の発生
		2-4	被災地における感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境，避難者の健康状態の悪化，感染症の拡大
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	防災体制の不備による行政の災害対応力の不足
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	情報伝達の不備による多数の死傷者の発生
		4-2	災害時の情報サービスの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧	6-1	電気・ガス・燃料などの長期供給停止
		6-2	上水道等の長期間の機能停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な複合災害・二次災害の防止	7-1	大規模延焼火災の発生
		7-2	情報不足等による二次災害の発生・拡大
		7-3	大規模災害後の避難所等での感染症等のクラスター発生・感染拡大
		7-4	大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大
8	迅速な復旧・復興	8-1	廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	地域コミュニティの崩壊，治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-4	応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ
		8-5	風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

## 2. 脆弱性評価結果

脆弱性の評価は、設定したリスクシナリオの回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する本市の既往の取組について、その進捗状況等を整理・分析し、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本市の実情などの観点も踏まえて実施しました。

以下に、事前に備えるべき目標のリスクシナリオごとに脆弱性の評価結果及び現状指標値を示します。

### 目標 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 3-2, 4-1, 7-2, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市による避難所開設・運営訓練、通信連絡訓練のほか、自主防災会による避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練など、児童生徒や保護者も含めた、市民参加型の総合防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）	
地域防災の取組への支援 【再掲 8-3】	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての自治会において自主防災会が結成され、それぞれの地域の実情に即した防災への取組が進められています。今後、防災リーダーの育成等、地域防災力の更なる強化が求められています。</li> <li>自治会未結成地区においては自主防災会も組織されていないため、自治会設立と併せて自主防災会の結成を促進する必要があります。</li> <li>災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録を行うとともに、支援のマッチングを行いボランティアを派遣する体制を構築しています。また、平常時には、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等を構成員として「災害ボランティアネットワーク連絡会」を組織し、研修や情報交換を行っています。今後、さらなる連携が必要です。</li> </ul>	
▶指標（現状） 防災士登録者数：189人（R2）	

防災意識の啓発 【再掲 1-2, 1-4】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップや各種ハザードマップ等について, 沿岸地域への各戸配布や, 自治会・自主防災会, 窓口等を通じて配布しているほか, ホームページで公開し, 防災知識について広く周知啓発を行っています。今後も引続き, 防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・東日本大震災の経験が風化しないよう, 訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発し, 防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・学校においては, 登下校の安全の確保や, 児童生徒の防災意識の向上を図る教育を推進する必要があります。また, 児童生徒の発達段階に応じ, 危険な状況を適切に判断し, 回避するために最善を尽くそうとする主体的な態度や, 危機発生時における実践的な行動力を育成することが必要です。</li> </ul>	
▶指標 (現状) 自主防災会の訓練実施率: 100% (R1)	

防火防災訓練の支援	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人一人の防火意識を高め, 住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに, 自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し, 地域防災力の向上を図る必要があります。</li> </ul>	

## 1-2 大規模津波、洪水、土砂災害等による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4】	
総合計画 I-1-3	生活安全課，高齢福祉課，障害福祉課，介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち，災害時に支援を希望する方たちに対し，自治会，民生委員，地域住民の協力の下，地域ぐるみでの支援体制づくりに努めています。高齢化の進展に伴い，今後，対象者が増加することが想定されますが，避難行動要支援者を支援する方が高齢者となっているケースが見受けられ，支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> <li>・ 要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の実施が義務化されたことに伴い，洪水，土砂災害等時の避難確保計画を作成することにより，避難体制の強化をする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率：83.3%（R2）	
防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4】	
総合計画 I-1-6	生活安全課，市民活動課，指導課，河川課，都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マップや各種ハザードマップ等について，沿岸地域への各戸配布や，自治会・自主防災会，窓口等を通じて配布しているほか，ホームページで公開し，防災知識について広く周知啓発を行っています。今後も引き続き，防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・ 東日本大震災の経験が風化しないよう，訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発し，防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・ 学校においては，登下校の安全の確保や，児童生徒の防災意識の向上を図る教育を推進する必要があります。また，児童生徒の発達段階に応じ，危険な状況を適切に判断し，回避するために最善を尽くそうとする主体的な態度や，危機発生時における実践的な行動力を育成することが必要です。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 自主防災会の訓練実施率：100%（R1）	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 7-4】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急速な都市化の進展に伴う浸水被害を解消するため，雨水幹線の整備及びその流入先となる河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・ 台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため，那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 25.0%（R2）	

## 1-3 住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅、建築物の耐震化	
総合計画 I-1-6	建築指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性が不足している住宅及び特定建築物について、災害時の安全性を確保するため、所有者の意識啓発を図り、耐震化を促進する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 住宅の耐震化率：85.1%（H30 末）	

安全な避難路の確保 【再掲 2-2, 6-4】	
総合計画 I-2-1	建築指導課，公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため、避難路等に面するブロック塀等の所有者に対して適切な管理に関する意識啓発を図り、倒壊の危険性があるものについて撤去を促進するとともに、それに代わる生垣設置の助成の活用を促進するなど、倒壊による被害や通路の寸断が生じないように対策を講じる必要があります。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 7-1】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に一時的な避難場所等としても利用できる身近な公園の整備を進めていく必要があります。</li> <li>公園施設の倒壊等や樹木・雑草の繁茂等により、災害発生時に一時的な避難場所等としての活用に支障が生ずる可能性があるため、平時から適切に管理する必要があります。</li> </ul>	

公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化が完了していない施設について耐震補強等を実施する必要があります。</li> <li>高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、スプリンクラー設備等の整備，耐震化改修，大規模修繕等のほか，非常用自家発電・給水設備の整備，ブロック塀等の改修の対策を講じる必要があります。</li> </ul>	

公共施設等の長寿命化対策 【再掲 3-1】	
総合計画V-3-1	管財課，企画調整課，人事課，財政課，教育委員会総務課，施設整備課，商工振興課，水産課，下水道課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長期に整備された公共施設や生活インフラなどの老朽化が進んでいるため，施設の長寿命化に取り組むとともに，公共施設の再編等により用途廃止となる施設，未利用地などについては，利用状況やニーズ等を踏まえ，そのあり方や利活用について検討する必要があります。</li> </ul>	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 2-2，5-1，6-4】	
総合計画V-5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて，避難路や緊急車両の交通確保，ライフライン機能を維持するため，交通ネットワークを強化する必要があります。</li> <li>・橋梁については，近接目視による全橋点検を行うなど，橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	都市計画道路の整備率：87.6%（R2） 橋梁の補修率：1.6%（R2）

空き家の発生抑制及び解消 【再掲 6-4】	
総合計画I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており，災害時には，特に適正な管理がされていない空き家の倒壊や建築材の飛散等により，市民の生命や財産への被害，避難路の寸断など，周囲に悪影響を及ぼすことが想定されることから，空き家の所有者等に対する適正管理に関する意識の啓発や指導等を行う必要があります。</li> </ul>	

市営住宅の適正な維持管理	
総合計画V-11-1	住宅課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅は昭和30～40年代に建設されたものが多いため，計画的な改修による老朽化対策を進め，長寿命化を図るほか，高齢者世帯が安心して暮らせる住宅を整備する必要があります。</li> <li>・耐用年数を経過し，かつ耐震補強が困難な市営住宅については，用途を廃止し，解体を進めていく必要があります。</li> </ul>	

## 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-2】	
総合計画 I-1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち, 災害時に支援を希望する方たちに対し, 自治会, 民生委員, 地域住民の協力の下, 地域ぐるみでの支援体制づくりに努めています。高齢化の進展に伴い, 今後, 対象者が増加することが想定されますが, 避難行動要支援者を支援する方が高齢者となっているケースが見受けられ, 支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> <li>・ 要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の実施が義務化されたことに伴い, 洪水, 土砂災害等時の避難確保計画を作成することにより, 避難体制の強化をする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 : 83.3% (R2)	
防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-2】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マップや各種ハザードマップ等について, 沿岸地域への各戸配布や, 自治会・自主防災会, 窓口等を通じて配布しているほか, ホームページで公開し, 防災知識について広く周知啓発を行っています。今後も引き続き, 防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・ 東日本大震災の経験が風化しないよう, 訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発し, 防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・ 学校においては, 登下校の安全の確保や, 児童生徒の防災意識の向上を図る教育を推進する必要があります。また, 児童生徒の発達段階に応じ, 危険な状況を適切に判断し, 回避するために最善を尽くそうとする主体的な態度や, 危機発生時における実践的な行動力を育成することが必要です。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状) 自主防災会の訓練実施率 : 100% (R1)	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-2, 7-4】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急速な都市化の進展に伴う浸水被害を解消するため, 雨水幹線の整備及びその流入先となる河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・ 台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため, 那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状) 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策 (進捗率) : 25.0% (R2)	

## 1-5 不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

消防体制の強化 【再掲 7-1】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害に対し、効果的な出動体制づくりを推進し、消防施設や消防車両、資機材の充実に努めるとともに、これらを適切に管理・運用し、災害活動拠点としての機能を確保する必要があります。</li> <li>・消防指令システム及び消防・救急デジタル無線システムを独自に整備し、管轄域の通信指令体制を確立しており、これらを適切に管理・運用していく必要があります。</li> <li>・消防団は、市内各地区に全 29 個分団が配置され、地域防災の要として活動しています。また、加えて女性団員で構成される 1 個分団が、広報活動などで活躍しています。しかしながら、消防団員は、条例定数 400 人に対し、385 人前後となっていることから、団員の確保に努めるとともに、資機材の充実に努める必要があります。</li> <li>・建築物の大規模化、高層・深層化、用途や管理形態の多様化が進んでいます。特に、事業所の防火管理体制を強化するため、適切な指導や違反是正による防火安全対策を推進する必要があります。</li> <li>・火災予防広報を通じて、各家庭や地域単位で防火意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状)	整備事業の進捗率 (本部・笹野署建替え) : 0% (R2)

避難訓練実施の促進	
総合計画 I-1-6	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模店舗等の大規模な集客施設においては、多くの人命を保護するため、事故・災害等の発生の予防に努めるとともに、定期的な避難訓練等を実施するなど、事前からの取組が必要です。</li> </ul>	

## 目標 2. 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保

### 2-1 食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-2, 2-5, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画 I -1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応などについて，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また，北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城，栃木，群馬，新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において，災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時，市単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</p>	
▶指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）	
備蓄の強化（防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄）	
総合計画 I -2-1	生活安全課
<p>・備蓄品については，全避難所に防災備蓄倉庫を設置し，分散管理していますが，物資が不足した避難所に即座に必要な物資を搬送できるよう，集中管理する基幹的防災備蓄倉庫も必要です。また，乳幼児や高齢者に対応した物資の配備や備蓄の数量を検討する必要があります。</p>	
▶指標（現状） 防災備蓄量 = 食料備蓄量 / (想定避難者数 × 3食 × 1日) × 100 : 99.3% (R2) 基幹的備蓄倉庫の整備率 : 0% (R2)	
指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-5】	
総合計画 I -2-2	施設整備課，市民活動課 等
<p>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行う必要があります。</p>	
上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 6-2】	
総合計画 V -6-1	水道事業所
<p>・事業拡張期に埋設された配水管は，老朽化により更新時期を迎えています。効率的に更新するために優先順位を定め，耐震性の低い配水管を優先的に更新し耐震化率の向上を図る必要があります。</p>	
▶指標（現状） 配水管の耐震化率：44.7%（R2）	

電線類の地中化の推進 【再掲 5-1, 6-1, 6-4】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路建設課，区画整理事業所
<p>・大規模災害時において，電柱倒壊による交通障害の発生や，電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど，安全で円滑な道路空間・ライフライン機能を確保する必要があります。</p>	

## 2-2 救助・救急，医療活動の長期停滞，停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-5, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応などについて，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また，北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城，栃木，群馬，新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において，災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時，市単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</p> <p>▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）</p>	

安全な避難路の確保 【再掲 1-3, 6-4】	
総合計画 I-2-1	建築指導課，公園緑地課
<p>・災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため，避難路等に面するブロック塀等の所有者に対して適切な管理に関する意識啓発を図り，倒壊の危険性があるものについて撤去を促進するとともに，それに代わる生垣設置の助成の活用を促進するなど，倒壊による被害や通路の寸断が生じないように対策を講じる必要があります。</p>	

救助隊の充実	
総合計画 I -5-2	広域消防本部，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気候変動の影響により，発生頻度が增大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図る必要があります。</li> <li>・車両及び資器材は，災害時に迅速かつ効率的な救助活動を図るため，計画的に更新する必要があります。</li> <li>・災害発生時，広域消防本部単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</li> <li>・大規模災害時における常備消防力の不足を補うため，消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努める必要があります。</li> </ul>	

救急体制の強化	
総合計画 I -5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な救急サービスを提供するため，救急救命士の養成等の人材育成に努めていますが，救急救命士や救急隊員を計画的に養成し，出動件数の増加に備えた，安定した救急体制の維持に努める必要があります。</li> <li>・茨城県ドクターヘリや防災ヘリと連携した救急活動が迅速な患者搬送に効果を上げていますが，増大する救急需要と多様化するニーズに対応するため，今後も継続して救急業務の高度化に取り組む必要があります。</li> <li>・頻繁に出動する高規格救急自動車及び積載する資器材は，計画的に更新する必要があります。</li> <li>・市民の応急手当による奏功事例も増えており，バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）の育成効果が表れています。引き続き，バイスタンダー育成講習会の質を向上するため，訓練用の AED やダミー人形等の指導用資器材を充実する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安定的な救急救命士の年間養成人数：2 人（R1）	

医療体制の構築（医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望）	
総合計画Ⅲ-5-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が属する常陸太田・ひたちなか医療圏における人口 10 万人当たりの医師数は，全国平均を大きく下回っており，今後の高齢化の進展を踏まえると，更に多くの医師を確保する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 人口 10 万人当たりの医師数：132.3 人（R2）	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-3, 5-1, 6-4】	
総合計画 V-5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて，避難路や緊急車両の交通確保，ライフライン機能を維持するため，交通ネットワークを強化する必要があります。</li> <li>・橋梁については，近接目視による全橋点検を行うなど，橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（現状）      都市計画道路の整備率：87.6%（R2）</p> <p>                         橋梁の補修率：1.6%（R2）</p>	

### 2-3 大規模な帰宅困難者の発生

企業の帰宅困難者対策の促進	
総合計画 I-1-6	生活安全課，商工振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の大規模な帰宅困難者発生を抑制するため，企業は，従業員を事業所内に一定期間留めておくなど，一斉帰宅抑制に関する普及啓発や必要な物資等の備蓄を推進する必要があります。</li> </ul>	

帰宅困難者の食糧等の備蓄	
総合計画 I-2-1	生活安全課，観光振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した場合，市内の観光客等来訪者が帰宅困難者となることを想定し，日頃より飲料水等の必要物資を備蓄しておく必要があります。</li> </ul>	

公共交通事業者との連携体制の整備	
総合計画 I-1-6	生活安全課，企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者が発生した場合，混乱を回避するためにも，交通情報の提供など適切な対応が重要となることから，事前からの公共交通事業者との連携体制構築が必要です。</li> </ul>	

## 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

感染症等に対する危機管理体制の確立 【再掲 7-3】	
総合計画 I-4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ，未知の感染症を含め，海外で発生する様々な感染症などのまん延を防止し，市民生活への影響を抑えるための体制を整える必要があります。</li> </ul>	
感染症予防対策 【再掲 2-5, 7-3】	
総合計画 III-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため，乳幼児については予防接種法に基づく定期（予防）接種費用の全額を，高齢者についてはその一部を公費負担しています。また，一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>・感染症の流行等により，予防接種の種類が追加・変更されるため，適切に対応するとともに，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ，新たな感染症などが発生した場合には，国・県及び関係機関と連携を図り，地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状）	乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）
汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-5, 7-3】	
総合計画 V-7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における良好な生活衛生環境を確保するため，汚水処理施設の整備等を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状況を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。</p>	

## 2-5 劣悪な避難生活環境，避難者の健康状態の悪化，感染症の拡大

指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-1】	
総合計画 I -2-2	施設整備課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行う必要があります。</li> </ul>	

避難所での衛生環境の確保	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所等において，感染拡大が起こらないよう，感染症対策に配慮した避難所開設・運営を行う必要があります。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-4, 7-3】	
総合計画 III-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため，乳幼児については予防接種法に基づく定期（予防）接種費用の全額を，高齢者についてはその一部を公費負担しています。また，一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>感染症の流行等により，予防接種の種類が追加・変更されるため，適切に対応するとともに，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ，新たな感染症などが発生した場合には，国・県及び関係機関と連携を図り，地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-4, 7-3】	
総合計画 V-7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における良好な生活衛生環境を確保するため，汚水処理施設の整備等を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状況を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。</p>	

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応などについて，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また，北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城，栃木，群馬，新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において，災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時，市単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</p>	
▶指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）	

災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<p>・災害発生時において，社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し，災害ボランティアの登録を行うとともに，支援のマッチングを行いボランティアを派遣する体制を構築しています。また，平常時には，社会福祉協議会，自治会，民生委員，市等を構成員として「災害ボランティアネットワーク連絡会」を組織し，研修や情報交換を行っています。今後，さらなる連携が必要です。</p>	

指定避難所の停電対策	
総合計画 I-2-2	管財課，教育委員会，スポーツ振興課，健康推進課，地域福祉課 等
<p>・一部の指定避難所（福祉避難所等）では，太陽光発電と蓄電池等による非常用発電設備を整備していますが，他の指定避難所に配備されている発電機は，プロパンガス式又はガソリン式等であり，即座の使用が難しい場合があることや，発電容量に限られることから，複数の非常用発電設備が必要です。</p>	
▶指標（現状） 非常用発電機能を装備した公用車（ハイブリッド車等）の導入：0台（R2）	

絆の構築（地域福祉人材育成事業の実施）	
総合計画 VI-3-1	地域福祉課
<p>・サロン活動をはじめとした多くの地域福祉活動が行われるよう，活動の担い手を育成する必要があります。</p>	

## 目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保

### 3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応などについて，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また，北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城，栃木，群馬，新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において，災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時，市単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</p>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）	
公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 1-3】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<p>・耐震化が完了していない施設について耐震補強等を実施する必要があります。</p> <p>・高齢者施設等の防災・減災対策を推進し，利用者の安全・安心を確保するため，スプリンクラー設備等の整備，耐震化改修，大規模修繕等のほか，非常用自家発電・給水設備の整備，ブロック塀等の改修の対策を講じる必要があります。</p>	
公共施設等の長寿命化対策 【再掲 1-3】	
総合計画 V-3-1	管財課，企画調整課，人事課，財政課，教育委員会総務課，施設整備課，商工振興課，水産課，下水道課 等
<p>・高度成長期に整備された公共施設や生活インフラなどの老朽化が進んでいるため，施設の長寿命化に取り組むとともに，公共施設の再編等により用途廃止となる施設，未利用地などについては，利用状況やニーズ等を踏まえ，そのあり方や利活用について検討する必要があります。</p>	
非常用電源の確保 【再掲 6-1】	
総合計画 I-2-2	管財課，生活安全課
<p>・長時間に及ぶ大規模停電の発生に備え，近年の災害教訓も踏まえつつ，非常用電源装置の整備や，燃料の確実な確保が必要となります。</p>	

## 3-2 防災体制の不備による行政の災害対応力の不足

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 4-1, 7-2, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<p>・市による避難所開設・運営訓練，通信連絡訓練のほか，自主防災会による避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練など，児童生徒や保護者も含めた，市民参加型の総合防災訓練を実施し，防災意識の高揚を図る必要があります。</p>	
<p>▶指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）</p>	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 4-1, 7-4, 8-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<p>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備する必要があります。</p>	
災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応などについて，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また，北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城，栃木，群馬，新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において，災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時，市単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</p>	
<p>▶指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）</p>	
危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 6-2】	
総合計画 I-4-1	全部署
<p>・様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて定める「危機管理マニュアル」が整備されています。マニュアルに基づく非常時の対応について，全庁的に情報を共有し，職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。</p>	
業務継続体制の確保	
総合計画 I-1-1	人事課
<p>・大規模災害時においても必要な業務を継続するため，事前からの備え，対応方策を明確にし，業務継続性を確保する必要があります。</p>	

## 目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

### 4-1 情報伝達の不備による多数の死傷者の発生

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 7-2, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市による避難所開設・運営訓練，通信連絡訓練のほか，自主防災会による避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練など，児童生徒や保護者も含めた，市民参加型の総合防災訓練を実施し，防災意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 7-4, 8-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備する必要があります。</li> </ul>	
災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-2, 7-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課，情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線を運用し，屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により，緊急時に必要な情報を市民へ伝達していますが，老朽化が進んでいるため，設備を更新する必要があります。</li> <li>緊急速報（エリア）メール，ホームページ，電子メール，SNS，アプリ，テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き，効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。</li> <li>近年，大規模集客施設に数万人単位が来場する中，災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について，施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> <li>フェイクニュース等の誤った情報が拡散しないようにする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安心安全メールへの登録者数：3,200人（R2）	
消防通信施設の整備・更新 【再掲 7-2】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防指令システム及び消防・救急デジタル無線システムを独自に整備し，管轄域の通信指令体制を確立しており，これらを適切に管理・運用していく必要があります。</li> </ul>	

**情報セキュリティの強化**

総合計画VI-7-1

情報政策課

- ・情報技術の進歩に伴い、情報システムへの侵入やコンピュータウイルスなど、不正な行為の手段も高度化しており、公式ホームページへのサイバー攻撃などによる閲覧ができない状態にならないよう対応する必要があります。

**4-2 災害時の情報サービスの機能停止****災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-1, 7-2】**

総合計画 I -1-2

生活安全課, 情報政策課

- ・防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達していますが、老朽化が進んでいるため、設備を更新する必要があります。
- ・緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、アプリ、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。
- ・近年、大規模集客施設に数万人単位が来場する中、災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。
- ・フェイクニュース等の誤った情報が拡散しないようにする必要があります。

▶ 指標（現状） 安心安全メールへの登録者数：3,200人（R2）

**行政サービスの向上や行政事務効率化**

総合計画VI-7-1

情報政策課

- ・公開用 GIS については、災害発生後も避難所、公共施設、医療機関などの情報を市民に提供できるよう、整備を進めていく必要があります。
- ・電子申請システムについては、災害発生後もインターネット上で行政手続の申請を受け付けられるよう、整備を進めていく必要があります。
- ・公式ホームページについては、災害発生後も閲覧できるよう整備を進めていく必要があります。

**指定避難所の公衆無線 LAN 環境の整備**

総合計画 I -1-2

市民活動課, 生活安全課, 情報政策課 等

- ・災害時において、情報収集ツールとして役割が大きいスマートフォン等に対して、指定避難所での多くの避難者を想定した Wi-Fi 設備の計画的な整備が必要です。

## 目標 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞

#### 市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 【再掲 1-3, 2-2, 6-4】

総合計画 V-5-1 道路建設課, 道路管理課, 都市計画課, 区画整理事業所 等

- ・大規模災害時に備えて、避難路や緊急車両の交通確保、ライフライン機能を維持するため、交通ネットワークを強化する必要があります。
- ・橋梁については、近接目視による全橋点検を行うなど、橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。

▶ 指標 (現状) 都市計画道路の整備率 : 87.6% (R2)  
橋梁の補修率 : 1.6% (R2)

#### 企業のBCP策定の促進 【再掲 6-1】

総合計画 I-1-1 商工振興課, 生活安全課

- ・企業等は、災害時においても企業の役割を果たすため、重要な業務を継続するための業務継続計画 (BCP) を策定するなど、事前からの備えが必要となります。

#### 電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 6-1, 6-4】

総合計画 I-2-1 道路管理課, 道路建設課, 区画整理事業所

- ・大規模災害時において、電柱倒壊による交通障害の発生や、電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど、安全で円滑な道路空間・ライフライン機能を確保する必要があります。

### 5-2 食料等の安定供給の停滞

#### 生産業者等のBCP策定の促進

総合計画 I-1-1 農政課, 水産課, 生活安全課

- ・食料等の供給に係る関係事業者や施設管理者は、災害時の役割を果たすため、重要な業務を継続するための業務継続計画 (BCP) を策定するなど、事前からの備えが必要となります。

## 目標 6. ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧

### 6-1 電気・ガス・燃料などの長期供給停止

非常用電源の確保 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	管財課，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間に及ぶ大規模停電の発生に備え，近年の災害教訓も踏まえつつ，非常用電源装置の整備や，燃料の確実な確保が必要となります。</li> </ul>	
企業のBCP策定の促進 【再掲 5-1】	
総合計画 I-1-1	商工振興課，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等は，災害時においても企業の役割を果たすため，重要な業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するなど，事前からの備えが必要となります。</li> </ul>	
電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 5-1, 6-4】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路建設課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による交通障害の発生や，電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど，安全で円滑な道路空間・ライフライン機能を確保する必要があります。</li> </ul>	

### 6-2 上水道等の長期間の機能停止

上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 2-1】	
総合計画 V-6-1	水道事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業拡張期に埋設された配水管は，老朽化により更新時期を迎えています。効率的に更新するために優先順位を定め，耐震性の低い配水管を優先的に更新し耐震化率の向上を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 配水管の耐震化率：44.7%（R2）	
災害時連携体制の確立（上水道）	
総合計画 I-1-5	生活安全課，水道事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の水道施設の復旧や応急給水を迅速に実施するため，協力業者や他自治体との応援協定の締結推進など，事前からの人員確保と連携体制の確立が必要です。</li> </ul>	

危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 3-2】	
総合計画 I-4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて定める「危機管理マニュアル」が整備されています。マニュアルに基づく非常時の対応について、全庁的に情報を共有し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。</li> </ul>	

飲料水の備蓄推進	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄品については、全避難所に防災備蓄倉庫を設置し、分散管理していますが、物資が不足した避難所に即座に必要な物資を搬送できるよう、集中管理する基幹的防災備蓄倉庫も必要です。また、想定される被害数量を考慮した飲料水の備蓄を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状）	飲料水備蓄量（想定避難者数×3L×1日＝約30,000L）：100%（R2）

消防水利の確保	
総合計画 I-5-2	生活安全課，広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道普及前に整備された防火水槽は、老朽化により更新時期を迎えています。大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性能を有した防火水槽を計画的に整備する必要があります。</li> </ul>	

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

災害時連携体制の確立（下水道）	
総合計画 I-1-5	生活安全課，下水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の下水道施設の迅速な復旧のため、協力業者や他自治体との応援協定の締結推進など、事前からの人員確保と連携体制の確立が必要です。</li> </ul>	

下水道施設の老朽化対策，地震対策，耐水化対策	
総合計画 V-7-1	下水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においても下水浄化センター，管きよ及びポンプ施設の機能を継続する必要があります。</li> </ul>	

合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発	
総合計画 V-7-2	環境保全課
<p>・環境への負荷が大きい単独処理浄化槽は、令和元年度末時点で市内に約 3,300 基あることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。浄化槽の適正な維持管理の促進を図るため、所有者に向けた啓発と指導に努める必要があります。</p>	
▶ 指標（現状） 合併処理浄化槽普及率：24.7%（R2）	

農業集落排水施設のストックマネジメントの推進	
総合計画 V-7-3	農政課
<p>・施設の老朽化による修繕箇所が増加していることから、計画的な修繕・更新を実施し、適切な維持管理を行うとともに、管理組合及び民間と協力し、非常時の情報共有を図る必要があります。</p>	
▶ 指標（現状） 農業集落排水施設の修繕率：0%（R2）	

し尿処理体制の充実（勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理）	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<p>・し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは、共に建設から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化により、大規模修繕が必要となっています。</p>	

#### 6-4 地域交通ネットワークの分断

災害時連携体制の確立（道路）	
総合計画 I-1-5	生活安全課，道路建設課，道路管理課
<p>・災害時の道路啓開や道路施設の復旧等を迅速に実施するため、協力業者や他自治体との応援協定の締結推進など、事前からの人員確保と連携体制の確立が必要です。</p>	

安全な避難路の確保 【再掲 1-3, 2-2】	
総合計画 I-2-1	建築指導課，公園緑地課
<p>・災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため、避難路等に面するブロック塀等の所有者に対して適切な管理に関する意識啓発を図り、倒壊の危険性があるものについて撤去を促進するとともに、それに代わる生垣設置の助成の活用を促進するなど、倒壊による被害や通路の寸断が生じないように対策を講じる必要があります。</p>	

## 目標 6. ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-3, 2-2, 5-1】	
総合計画 V-5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて，避難路や緊急車両の交通確保，ライフライン機能を維持するため，交通ネットワークを強化する必要があります。</li> <li>・橋梁については，近接目視による全橋点検を行うなど，橋梁の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>	
<p>▶指標（現状） 都市計画道路の整備率：87.6%（R2）</p> <p>橋梁の補修率：1.6%（R2）</p>	

国・県道の整備促進	
総合計画 V-5-2	都市計画課・道路建設課・道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な連携や円滑な交通を確保するため，交通ネットワークの基幹となる国道や県道の整備促進を図る必要があります。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 5-1, 6-1】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路建設課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による交通障害の発生や，電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど，安全で円滑な道路空間・ライフライン機能を確保する必要があります。</li> </ul>	

空き家の発生抑制及び解消 【再掲 1-3】	
総合計画 I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており，災害時においては，特に適正な管理がされていない空き家の倒壊や建築材の飛散等により，市民の生命や財産への被害，避難路の寸断など，周囲に悪影響を及ぼすことが想定されることから，空き家の所有者等に対する適正管理に関する意識の啓発や指導等を行う必要があります。</li> </ul>	

地籍調査の促進	
総合計画 V-2-1	農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには，地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。</li> </ul>	

## 目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害の防止

### 7-1 大規模延焼火災の発生

消防体制の強化 【再掲 1-5】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害に対し, 効果的な出動体制づくりを推進し, 消防施設や消防車両, 資機材の充実に努めるとともに, これらを適切に管理・運用し, 災害活動拠点としての機能を確保する必要があります。</li> <li>・消防指令システム及び消防・救急デジタル無線システムを独自に整備し, 管轄域の通信指令体制を確立しており, これらを適切に管理・運用していく必要があります。</li> <li>・消防団は, 市内各地区に全 29 個分団が配置され, 地域防災の要として活動しています。また, 加えて女性団員で構成される 1 個分団が, 広報活動などで活躍しています。しかしながら, 消防団員は, 条例定数 400 人に対し, 385 人前後となっていることから, 団員の確保に努めるとともに, 資機材の充実を図る必要があります。</li> <li>・建築物の大規模化, 高層・深層化, 用途や管理形態の多様化が進んでいます。特に, 事業所の防火管理体制を強化するため, 適切な指導や違反是正による防火安全対策を推進する必要があります。</li> <li>・火災予防広報を通じて, 各家庭や地域単位で防火意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状)	整備事業の進捗率 (本部・笹野署建替え) : 0% (R2)

防災空間の確保	
総合計画 V-5-1	建築指導課, 道路建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災を抑制するため, 消防車両が進侵入できない道路幅員の狭い市街地などは, 消防活動困難区域の解消や延焼遮断空間の確保が必要です。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-3】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に一時的な避難場所等としても利用できる身近な公園の整備を進めていく必要があります。</li> <li>・公園施設の倒壊等や樹木・雑草の繁茂等により, 災害発生時に一時的な避難場所等としての活用に支障が生ずる可能性があるため, 平時から適切に管理する必要があります。</li> </ul>	

## 7-2 情報不足等による二次災害の発生・拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 4-1, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市による避難所開設・運営訓練，通信連絡訓練のほか，自主防災会による避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練など，児童生徒や保護者も含めた，市民参加型の総合防災訓練を実施し，防災意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）	
災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-1, 4-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課，情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線を運用し，屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により，緊急時に必要な情報を市民へ伝達していますが，老朽化が進んでいるため，設備を更新する必要があります。</li> <li>緊急速報（エリア）メール，ホームページ，電子メール，SNS，アプリ，テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き，効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。</li> <li>近年，大規模集客施設に数万人単位が来場する中，災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について，施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> <li>フェイクニュース等の誤った情報が拡散しないようにする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安心安全メールへの登録者数：3,200人（R2）	
消防通信施設の整備・更新 【再掲 4-1】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防指令システム及び消防・救急デジタル無線システムを独自に整備し，管轄域の通信指令体制を確立しており，これらを適切に管理・運用していく必要があります。</li> </ul>	

## 7-3 大規模災害後の避難所等での感染症等のクラスター発生・感染拡大

避難所の密の回避	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス等による感染症と、地震や水害等の自然災害が重なる複合災害においては、感染拡大防止のため、避難所等における社会的距離を確保するための体制を整備する必要があります。</li> </ul>	
感染症等に対する危機管理体制の確立 【再掲 2-4】	
総合計画 I-4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、未知の感染症を含め、海外で発生する様々な感染症などのまん延を防止し、市民生活への影響を抑えるための体制を整える必要があります。</li> </ul>	
感染症予防対策 【再掲 2-4, 2-5】	
総合計画 III-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児については予防接種法に基づく定期（予防）接種費用の全額を、高齢者についてはその一部を公費負担しています。また、一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>感染症の流行等により、予防接種の種類が追加・変更されるため、適切に対応するとともに、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新たな感染症などが発生した場合には、国・県及び関係機関と連携を図り、地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）	
汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-4, 2-5】	
総合計画 V-7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における良好な生活衛生環境を確保するため、汚水処理施設の整備等を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。</p>	

## 7-4 大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 4-1, 7-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市による避難所開設・運営訓練，通信連絡訓練のほか，自主防災会による避難訓練や避難行動要支援者の安否確認訓練など，児童生徒や保護者も含めた，市民参加型の総合防災訓練を実施し，防災意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）</p>	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 4-1, 8-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備する必要があります。</li> </ul>	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-2, 1-4】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>急速な都市化の進展に伴う浸水被害を解消するため，雨水幹線の整備及びその流入先となる河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため，那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（現状） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 25.0%（R2）</p>	

## 目標 8. 迅速な復旧・復興

### 8-1 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の整備	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するため、協力業者や他自治体との応援体制を確立するなど、事前からの人員確保と連携体制の整備が必要です。</li> </ul>	

ごみ処理体制の充実	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に区分されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは、共に建設から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化により、大規模修繕が必要となっています。</li> <li>・不燃ごみ処理及び資源リサイクルは、民間事業者へ委託し、不燃性ごみから有価物を選別・リサイクルを行っています。今後は、長期的な視点に立った処理体制のあり方を検討する必要があります。</li> </ul>	

### 8-2 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 3-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活物資や資機材の提供、福祉避難所の設置、応急対策・医療救護の対応などについて、民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、県内の全自治体、姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか、市川市、富士市、茅ヶ崎市、四街道市と災害時相互応援協定を締結しています。また、北関東・新潟地域連携軸推進協議会を構成する茨城、栃木、群馬、新潟の各県の北関東自動車道等の高速道路沿線自治体間において、災害時の相互応援に関する規約を結んでいます。災害発生時、市単独での対応が困難な場合に備え、平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状）	協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）

個別訓練・研修等の実施	
総合計画 I-1-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧等を担う人材育成のため、個別災害対応業務に関する研修や訓練等の計画的な実施が必要です。</li> </ul>	

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

地域防災の取組への支援 【再掲 1-1】	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての自治会において自主防災会が結成され、それぞれの地域の実情に即した防災への取組が進められています。今後、防災リーダーの育成等、地域防災力の更なる強化が求められています。</li> <li>・自治会未結成地区においては自主防災会も組織されていないため、自治会設立と併せて自主防災会の結成を促進する必要があります。</li> <li>・災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録を行うとともに、支援のマッチングを行いボランティアを派遣する体制を構築しています。また、平常時には、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等を構成員として「災害ボランティアネットワーク連絡会」を組織し、研修や情報交換を行っています。今後、さらなる連携が必要です。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 防災士登録者数：189人（R2）	

空き家等対策	
総合計画 I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており、特に周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を未然に防ぐことが重要なことから、空き家の所有者等に対し、空き家問題の周知や適正管理等の必要性について啓発を行い、関係機関への相談に繋げています。しかし、遠方居住者や空き家になる可能性が高い高齢者への相談機会の提供が課題となっています。</li> <li>・適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する助言や指導により、是正や解決など一定の成果が得られていますが、相続人全員による相続放棄や経済的困窮など、問題解決に時間を要する案件が蓄積されています。これらの空き家の危険性が切迫した場合は、所有者等に代わり市が応急措置を実施しますが、費用回収の難しさが課題となっています。</li> </ul>	

NPO などとの協働	
総合計画VI-1-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交流・活動を支援するための拠点施設として「市民交流センターひたちなか・ま」を設置し、コミュニティギャラリー、多目的室、パソコン・印刷機等の貸出しや掲示板による情報提供などを実施しており、運営を NPO 法人に委託しています。</li> <li>・市民交流センターの利用促進を図るため、センターが実施する各種事業により交流機会の拡充に取り組む必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 交流センターの年間利用者数：28,500 人（R2）	

自治会活動の支援	
総合計画VI-2-1	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化や高齢化を背景として、自治会役員や活動の担い手不足に加え、避難行動要支援者支援制度、小地域ネットワーク事業など自治会に求められる役割の増加により、自治会の負担が増しています。</li> <li>・自治会への未加入者・退会者が増加しており、自治会加入者数は減少傾向にあります。</li> <li>・一部地域に自治会未結成地区があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 自治会加入世帯数：36,901 世帯（R2）	

コミュニティ活動の支援	
総合計画VI-2-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の拠点であるコミュニティセンターは、給排水設備、電源設備等を中心に老朽化が進んでおり、計画的な修繕や改修工事等を進める必要があります。また、建替えの時期を考慮する施設につきましては、複合化などについても検討する必要があります。</li> </ul>	

#### 8-4 応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 4-1, 7-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備する必要があります。</li> </ul>	

## 8-5 風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

---

風評被害の防止	
総合計画Ⅱ-6-1	商工振興課, 観光振興課, 農政課, 水産課
・災害時及び災害後の消費者等の過剰反応による風評被害を防ぐため, 正確な被害情報の収集と, 迅速かつ的確な情報発信が必要です。	

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、本市の基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から強靱化を図るために必要となる施策について、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本市の実情などの観点を踏まえ、国土強靱化の推進方針及び指標目標を定めました。

以下に、事前に備えるべき目標のリスクシナリオごとに推進方針を示します。

#### 目標 1. 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 3-2, 4-1, 7-2, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会をはじめ、防災関係機関、団体等の広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）→ 10,000人（R7）	
地域防災の取組への支援 【再掲 8-3】	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。</li> <li>災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 防災士登録者数：189人（R2）→ 300人（R7）	

防災意識の啓発 【再掲 1-2, 1-4】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用し, 市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・学校においては, 台風(大雨)想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 実践的な総合防災訓練を実施し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶指標(目標) 自主防災会の訓練実施率: 100% (R1) → 100% (R7)	

防火防災訓練の支援	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人一人の防火意識を高め, 住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに, 自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し, 地域防災力の向上を図ります。</li> </ul>	

## 1-2 大規模津波, 洪水, 土砂災害等による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4】	
総合計画 I-1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や民生委員等, 地域支援者の理解・協力を得ながら, 避難行動要支援者の地域ぐるみでの支援体制を充実させていきます。</li> <li>・定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し, 自治会と情報を共有していきます。</li> <li>・洪水, 土砂災害等時の避難確保計画の作成に係る講習会や津波防災の訓練・講習会等を通して, 避難体制の強化を支援していきます。</li> </ul>	
▶指標(目標) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率: 83.3% (R2) → 100% (R3)	

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用し, 市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・学校においては, 台風(大雨)想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 実践的な総合防災訓練を実施し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶ 指標(現状) 自主防災会の訓練実施率: 100% (R1) → 100% (R7)	

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 7-4】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川は, 未整備区域である下水浄化センターより下流部の築堤整備とともに, 津波・高潮対策として河口付近の防潮堤の嵩上げ及び中丸川・早戸川合流地点の常設排水ポンプ設置について国へ要望を行います。</li> <li>・中丸川は, 多目的遊水地を含めた未改修区間について, 県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・本郷川は, 未整備の区間について, 県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・大川は, 冠水被害解消に向け, 改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は, 平成28年8月の集中豪雨による浸水被害解消に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランに基づき計画的に整備を進めていきます。</li> <li>・雨水の流出を抑制し, 1時間当たり70mmの降雨に対応するため, 公園・学校における地表上貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトや今後策定が予定される那珂川水系流域治水プロジェクトに基づき, これまでの治水対策を加速化させ, 堤防整備など河道の流下能力の向上を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標(目標) 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策(進捗率):	
25.0% (R2) → 98.3% (R7)	

### 1-3 住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅、建築物の耐震化	
総合計画 I-1-6	建築指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性が不足する木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用する耐震診断及び耐震改修費の一部を補助する制度により、建物所有者の防災意識の向上と耐震化の促進を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 住宅の耐震化率：85.1%（H30 末）→ 95%（R7）	
安全な避難路の確保 【再掲 2-2, 6-4】	
総合計画 I-2-1	建築指導課, 公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため、国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し、倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を、通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合、費用の一部を助成します。</li> </ul>	
避難場所等となる公園の整備 【再掲 7-1】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや高齢者など、避難に時間がかかる方でも素早い一時避難が可能となるよう、まとまった面積の公園がない地域や土地区画整理事業にて確保された公園用地への公園整備を進めます。</li> <li>公園を災害時の一時的な避難場所等として活用できるよう、公園施設の長寿命化を推進するとともに、樹木の伐採・剪定や除草、清掃等による管理を行います。</li> </ul>	
公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めていきます。</li> <li>高齢者施設等の防災・減災対策のための設備整備や改修等に対し、国・県交付金の活用を図り、防災体制の強化を進めていきます。</li> </ul>	

**公共施設等の長寿命化対策 【再掲 3-1】**

総合計画V-3-1	管財課，企画調整課，人事課，財政課，教育委員会総務課，施設整備課，商工振興課，水産課，下水道課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設から相当期間経過し，今後も活用していく庁舎や学校，市営住宅，道路，公園，上下水道などの公共施設については，計画的に点検や修繕・改築更新等を実施し，効果的・効率的に機能を維持し，長寿命化を図ります。</li> </ul>	

**市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 2-2，5-1，6-4】**

総合計画V-5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・橋梁については，予防的な修繕を行うとともに，全橋の点検を実施し，長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	都市計画道路の整備率：87.6%（R2）→ 89.6%（R7） 橋梁の補修率：1.6%（R2）→ 10.3%（R7）

**空き家の発生抑制及び解消 【再掲 6-4】**

総合計画I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により倒壊・道路閉塞等の可能性がある空き家について，所有者等に対する適正管理の啓発を行うとともに，適正な管理がされていない状態の空き家の所有者等に対しては，助言や指導を実施します。また，危険性が切迫した場合においては，所有者等に代わり最低限の応急措置を実施し，市民の安全安心の確保に努めます。また，応急措置の実施にあたっては，国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」を有効に活用します。</li> </ul>	

**市営住宅の適正な維持管理**

総合計画V-11-1	住宅課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の長寿命化を図るため，計画的な改修工事を進めていきます。</li> <li>・耐用年数を経過し，かつ耐震補強が困難な市営住宅については，計画的に用途廃止を行い，解体工事を進めていきます。</li> </ul>	

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-2】	
総合計画 I-1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や民生委員等, 地域支援者の理解・協力を得ながら, 避難行動要支援者の地域ぐるみでの支援体制を充実させていきます。</li> <li>・定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し, 自治会と情報を共有していきます。</li> <li>・洪水, 土砂災害等時の避難確保計画の作成に係る講習会や津波防災の訓練・講習会等を通して, 避難体制の強化を支援していきます。</li> </ul>	
▶ 指標 (目標) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 : 83.3% (R2) → 100% (R3)	

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-2】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用し, 市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・学校においては, 台風 (大雨) 想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 実践的な総合防災訓練を実施し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状) 自主防災会の訓練実施率 : 100% (R1) → 100% (R7)	

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-2, 7-4】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川は、未整備区域である下水浄化センターより下流部の築堤整備とともに、津波・高潮対策として河口付近の防潮堤の嵩上げ及び中丸川・早戸川合流地点の常設排水ポンプ設置について国へ要望を行います。</li> <li>・中丸川は、多目的遊水地を含めた未改修区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・大川は、冠水被害解消に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は、平成 28 年 8 月の集中豪雨による浸水被害解消に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランに基づき計画的に整備を進めていきます。</li> <li>・雨水の流出を抑制し、1 時間当たり 70 mm の降雨に対応するため、公園・学校における地表上貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトや今後策定が予定される那珂川水系流域治水プロジェクトに基づき、これまでの治水対策を加速化させ、堤防整備など河道の流下能力の向上を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標）	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 25.0%（R2）→ 98.3%（R7）

## 1-5 不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

消防体制の強化 【再掲 7-1】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害や高齢社会における消防需要に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力の強化を図ります。</li> <li>・老朽化した消防本部・笹野消防署庁舎を建設し、本部機能の一元化とともに広域消防体制の基盤強化を図ります。</li> <li>・消防施設の機能充実を図るとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備・更新による消防力の強化に努めます。</li> <li>・地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。</li> <li>・消防団員の安全を確保するため、装備品の充実に努めます。また、消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの改修や消防自動車の計画的な更新を図ります。</li> <li>・市民一人一人の防火意識を高め、住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>・防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中で、事業所や危険物施設に対する適切な指導により防火安全対策強化を図ります。また、違反対象物を公表し、市民が利用する建物の危険性について情報提供するとともに、早期の違反是正を促します。</li> <li>・いばらき消防指令センターと連携し、円滑な災害情報の共有・伝達等、効率的・効果的な消防通信体制の構築に努めます。</li> <li>・近年の気候変動の影響により、発生頻度が増大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標 (目標)	整備事業の進捗率 (本部・笹野署建替え) : 0% (R2) → 100% (R7)

避難訓練実施の促進	
総合計画 I-1-6	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模店舗等の大規模な集客施設においては、多くの人命を保護するため、事故・災害等の発生の予防に努めるとともに、定期的な避難訓練等を実施するなど、事前からの取組が必要です。</li> </ul>	

**目標 2. 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保**

**2-1 食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止**

<b>災害時連携体制の確立（災害時応援協定）</b> 【再掲 2-2, 2-5, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）	
<b>備蓄の強化（防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄）</b>	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧，防災資機材の維持管理に努めるとともに，基幹的防災備蓄倉庫の建設により，物資を追加補充する体制を整備していきます。</li> </ul>	
▶指標（目標） 防災備蓄量 = 食料備蓄量 / (想定避難者数 × 3食 × 1日) × 100 : 99.3%（R2） → 100%（R7） 基幹的備蓄倉庫の整備率：0%（R2）→ 100%（R7）	
<b>指定避難所等の計画的な維持修繕</b> 【再掲 2-5】	
総合計画 I-2-2	施設整備課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行います。</li> </ul>	
<b>上水道の整備（配水管の布設替え）</b> 【再掲 6-2】	
総合計画 V-6-1	水道事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定耐用年数を超過した配水管や耐震性能の劣る配水管の布設替工事を進め，耐震化率の向上を図ります。</li> <li>・避難所や病院，防災施設など重要給水施設への配水管を優先的に更新し，災害に強い配水管の整備を進めます。</li> </ul>	
▶指標（目標） 配水管の耐震化率：44.7%（R2）→ 50.1%（R7）	

電線類の地中化の推進 【再掲 5-1, 6-1, 6-4】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路建設課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による交通障害の発生や，電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど，防災上の向上を図ることで，緊急避難道路等の安全で円滑な道路空間を確保するため，電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ電線類の地中化を進めてまいります。</li> </ul>	

## 2-2 救助・救急，医療活動の長期停滞，停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-5, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標）	協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）

安全な避難路の確保 【再掲 1-3, 6-4】	
総合計画 I-2-1	建築指導課，公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため，国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し，倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>・ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を，通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合，費用の一部を助成します。</li> </ul>	

救助隊の充実	
総合計画 I-5-2	広域消防本部，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気候変動の影響により，発生頻度が増大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図ります。</li> <li>・車両及び資器材は，災害時に迅速かつ効率的な救助活動を図るため，計画的な更新により，整備の充実化を図ります。</li> <li>・災害発生時，広域消防本部単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図り，体制強化を推進します。</li> <li>・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努めます。</li> </ul>	

救急体制の強化	
総合計画Ⅰ-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務の高度化に必要な専門知識・技術の取得のため，教育訓練や実務研修等を通じ隊員の救急技術の向上を図るとともに，救急救命士と救急隊員を計画的に養成し，高齢社会の救急需要への対応と安定的な救急高度化に努めます。</li> <li>・救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し，資質と技術の向上を図り，市民に信頼される救急体制を推進します。</li> <li>・医療機関やドクターヘリとの連携強化，ICTの活用等による病院収容に係る所要時間の短縮を図るとともに，常時迅速な指示，指導，助言が受けられる体制の充実に努めます。</li> <li>・多様化する救急事例に対し，質の高い救急活動を確保するため，活動内容を医学的見地から検証し，総合的な救急活動の高度化を図ります。</li> <li>・計画的に高規格救急自動車を更新するとともに，救急技術の進展に即した資機材の整備を行います。</li> <li>・e-ラーニング活用などの環境整備や，AEDを使用した応急手当法の普及啓発などにより，効率的・効果的なバイスタンダーの育成を進めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 安定的な救急救命士の年間養成人数：2人（R1）→ 2人（R7）	

医療体制の構築（医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望）	
総合計画Ⅲ-5-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の確保に向けて，国や県に対して適切な措置を講じるよう要望を行います。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 人口10万人当たりの医師数：132.3人（R2）→ 197.5人（R7）	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-3, 5-1, 6-4】	
総合計画Ⅴ-5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・橋梁については，予防的な修繕を行うとともに，全橋の点検を実施し，長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 都市計画道路の整備率：87.6%（R2）→ 89.6%（R7）	
橋梁の補修率：1.6%（R2）→ 10.3%（R7）	

### 2-3 大規模な帰宅困難者の発生

企業の帰宅困難者対策の促進	
総合計画 I -1-6	生活安全課，商工振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時，企業においては，従業員を事業所内に一定期間留めておくために，一斉帰宅抑制に関する普及啓発や，飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など，帰宅困難者対策を促進します。</li> </ul>	

帰宅困難者の食糧等の備蓄	
総合計画 I -2-1	生活安全課，観光振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客等来訪者が帰宅困難者となることを想定し，来訪者を想定した飲料水・食料・毛布等の備蓄を推進します。</li> </ul>	

公共交通事業者との連携体制の整備	
総合計画 I -1-6	生活安全課，企画調整課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者の発生に備え，災害時の情報提供等の対応や備蓄等について，公共交通事業者と調整を図り，連携体制の整備を推進します。</li> </ul>	

### 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

感染症等に対する危機管理体制の確立 【再掲 7-3】	
総合計画 I -4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや治療薬がなく，感染の防御が極めて困難で感染すると重症化する恐れがあり，市民の生命を脅かす感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，国，県，事業者と連携を図りながら，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-5, 7-3】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会や学校などの関係機関と連携するとともに，子育て支援アプリ等の媒体を活用し，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら，安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>・新たな感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，病原体の特徴や流行の状況を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）→ 95.7%（R7）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-5, 7-3】	
総合計画Ⅴ-7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲み取りトイレや単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推奨するなど，生活排水対策として汚水処理施設の整備を推進します。</li> <li>・下水浄化センター，管きよ及びポンプ施設について，下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築更新し，効果的・効率的に各施設の機能を維持します。</li> </ul>	
※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	

## 2-5 劣悪な避難生活環境，避難者の健康状態の悪化，感染症の拡大

指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-1】	
総合計画Ⅰ-2-2	施設整備課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行います。</li> </ul>	

避難所での衛生環境の確保	
総合計画Ⅰ-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所等において，感染拡大が起こらないよう，「新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を踏まえた避難所開設等に係る基本方針」及び「手順」に基づき，避難所という密になりやすい空間の中で，避難者等の感染を防止するため，感染拡大防止策を徹底します。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-4, 7-3】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会や学校などの関係機関と連携するとともに，子育て支援アプリ等の媒体を活用し，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら，安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>・新たな感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，病原体の特徴や流行の状況を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）→ 95.7%（R7）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-4, 7-3】	
総合計画Ⅴ-7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲み取りトイレや単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推奨するなど，生活排水対策として汚水処理施設の整備を推進します。</li> <li>・下水浄化センター，管きよ及びポンプ施設について，下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築更新し，効果的・効率的に各施設の機能を維持します。</li> </ul>	
※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 3-1, 3-2, 8-2】	
総合計画Ⅰ-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）	

災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携	
総合計画Ⅰ-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう，災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換，模擬訓練等を行い，効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>	

指定避難所の停電対策	
総合計画 I-2-2	管財課，教育委員会，スポーツ振興課，健康推進課，地域福祉課 等
<p>・台風等による長期間の停電に備えるため，指定避難所への計画的な非常用発電設備の整備に加えて，「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」でも取り組む，非常用発電機能を装備したハイブリッド車等の次世代自動車による公用車の導入を推進します。</p>	
<p>▶ 指標（目標） 非常用発電機能を装備した公用車（ハイブリッド車等）の導入：0台（R2） → 8台（R7）</p>	

絆の構築（地域福祉人材育成事業の実施）	
総合計画 VI-3-1	地域福祉課
<p>・社会福祉協議会と連携し，サロン活動支援事業を実施するほか，サロン活動を始めとした地域福祉活動の担い手となる人材を育成します。</p>	

**目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保****3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

<b>災害時連携体制の確立（災害時応援協定）</b> 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-2, 8-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）	

<b>公共施設等の耐震化・安全な施設整備</b> 【再掲 1-3】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めていきます。</li> <li>・高齢者施設等の防災・減災対策のための設備整備や改修等に対し、国・県交付金の活用を図り、防災体制の強化を進めていきます。</li> </ul>	

<b>公共施設等の長寿命化対策</b> 【再掲 1-3】	
総合計画 V-3-1	管財課，企画調整課，人事課，財政課，教育委員会総務課，施設整備課，商工振興課，水産課，下水道課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設から相当期間経過し、今後も活用していく庁舎や学校，市営住宅，道路，公園，上下水道などの公共施設については，計画的に点検や修繕・改築更新等を実施し，効果的・効率的に機能を維持し，長寿命化を図ります。</li> </ul>	

<b>非常用電源の確保</b> 【再掲 6-1】	
総合計画 I-2-2	管財課，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模停電を想定し，重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進するとともに，確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定により，事前からの連携体制強化を推進します。</li> </ul>	

## 3-2 防災体制の不備による行政の災害対応力の不足

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 4-1, 7-2, 7-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会をはじめ、防災関係機関、団体等の広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）→ 10,000人（R7）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 4-1, 7-4, 8-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備し、定期的に更新していきます。</li> </ul>	
災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 8-2】	
総合計画 I -1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・ 災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）	
危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 6-2】	
総合計画 I -4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や地域に被害が及ぶおそれがある様々な危機の発生を防止するとともに、万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限に食い止めるため、各分野・施設ごとの「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また、必要に応じて適宜見直しを行い、未知の感染症その他の市民生活などに多大な影響を及ぼすおそれのある事態に対応する体制を整えていきます。</li> </ul>	
業務継続体制の確保	
総合計画 I -1-1	人事課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に必要な業務継続のための業務継続計画（BCP）について、適切に見直し・更新を行い、業務継続性の確保及び業務継続体制の強化を推進します。</li> </ul>	

## 目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

### 4-1 情報伝達の不備による多数の死傷者の発生

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 7-2, 7-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会をはじめ、防災関係機関、団体等の広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）→10,000人（R7）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 7-4, 8-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備し、定期的に更新していきます。</li> </ul>	
災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-2, 7-2】	
総合計画 I -1-2	生活安全課, 情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報の伝達手段や通信連絡手段を確保するため、防災行政無線等の通信機器を適切に運用するとともに、デジタル化も含めた設備更新をしていきます。</li> <li>情報技術の向上に応じて新たな通信手段を導入し、多様な情報伝達手段を確保します。</li> <li>災害時に適切な情報の取捨選択ができるよう、市民の情報活用能力の向上を支援するため、ITサポートセンターによる相談業務やIT講座の運営をすすめていきます。</li> </ul>	
▶指標（目標） 安心安全メールへの登録者数：3,200人（R2）→7,500人（R7）	
消防通信施設の整備・更新 【再掲 7-2】	
総合計画 I -5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>いばらき消防指令センターと連携し、円滑な災害情報の共有・伝達等、効率的・効果的な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>	
情報セキュリティの強化	
総合計画 VI -7-1	情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー攻撃を防御する高度なセキュリティシステムの導入など、情報通信技術の進展に則した情報セキュリティ対策に取り組めます。</li> </ul>	

## 4-2 災害時の情報サービスの機能停止

災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-1, 7-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課, 情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報の伝達手段や通信連絡手段を確保するため, 防災行政無線等の通信機器を適切に運用するとともに, デジタル化も含めた設備更新をしていきます。</li> <li>・ 情報技術の向上に応じて新たな通信手段を導入し, 多様な情報伝達手段を確保します。</li> <li>・ 災害時に適切な情報の取捨選択ができるよう, 市民の情報活用能力の向上を支援するため, IT サポートセンターによる相談業務や IT 講座の運営をすすめていきます。</li> </ul>	
▶ 指標 (目標) 安心安全メールへの登録者数 : 3,200 人 (R2) → 7,500 人 (R7)	
行政サービスの向上や行政事務効率化	
総合計画 VI-7-1	情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生後も GIS で公開している情報が閲覧できるよう, 堅牢なデータセンターを利用したシステムを整備します。</li> <li>・ 災害発生後も行政手続きがインターネット上で電子申請ができるよう, 堅牢なデータセンターを利用したシステムを整備します。</li> <li>・ 災害発生後も本市の公式ホームページが閲覧できるよう, 堅牢なデータセンターを利用した公開システムを整備します。</li> </ul>	
指定避難所の公衆無線 LAN 環境の整備	
総合計画 I-1-2	市民活動課, 生活安全課, 情報政策課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害時における, 通信及び情報収集手段を確保するため, パソコン・スマートフォン用の Wi-Fi 設備を, 全指定避難所に対して計画的に整備を推進します。</li> </ul>	

## 目標 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞

市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 【再掲 1-3, 2-2, 6-4】	
総合計画 V-5-1	道路建設課, 道路管理課, 都市計画課, 区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し, 地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・橋梁については, 予防的な修繕を行うとともに, 全橋の点検を実施し, 長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。</li> </ul>	
▶指標 (目標)	都市計画道路の整備率 : 87.6% (R2) → 89.6% (R7) 橋梁の補修率 : 1.6% (R2) → 10.3% (R7)

企業のBCP策定の促進 【再掲 6-1】	
総合計画 I-1-1	商工振興課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても, 企業の重要な業務を継続するため, 業務継続計画 (BCP) の策定の取組を促進します。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 6-1, 6-4】	
総合計画 I-2-1	道路管理課, 道路建設課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において, 電柱倒壊による交通障害の発生や, 電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど, 防災上の向上を図ることで, 緊急避難道路等の安全で円滑な道路空間を確保するため, 電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ電線類の地中化を進めてまいります。</li> </ul>	

### 5-2 食料等の安定供給の停滞

生産業者等のBCP策定の促進	
総合計画 I-1-1	農政課, 水産課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても, 関係事業者や施設管理者の実施すべき重要な業務を継続するため, 業務継続計画 (BCP) 策定の取組を促進します。</li> </ul>	

## 目標 6. ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧

### 6-1 電気・ガス・燃料などの長期供給停止

#### 非常用電源の確保 【再掲 3-1】

総合計画 I-2-2

管財課, 生活安全課

- ・大規模停電を想定し, 重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進するとともに, 確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定により, 事前からの連携体制強化を推進します。

#### 企業のBCP策定の促進 【再掲 5-1】

総合計画 I-1-1

商工振興課, 生活安全課

- ・災害時においても, 企業等の重要な業務を継続するため, 業務継続計画 (BCP) の策定の取組を促進します。

#### 電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 5-1, 6-4】

総合計画 I-2-1

道路管理課, 道路建設課, 区画整理事業所

- ・大規模災害時において, 電柱倒壊による交通障害の発生や, 電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど, 防災上の向上を図ることで, 緊急避難道路等の安全で円滑な道路空間を確保するため, 電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ電線類の地中化を進めてまいります。

### 6-2 上水道等の長期間の機能停止

#### 上水道の整備 (配水管の布設替え) 【再掲 2-1】

総合計画 V-6-1

水道事業所

- ・法定耐用年数を超過した配水管や耐震性能の劣る配水管の布設替工事を進め, 耐震化率の向上を図ります。
- ・避難所や病院, 防災施設など重要給水施設への配水管を優先的に更新し, 災害に強い配水管の整備を進めます。

▶ 指標 (目標) 配水管の耐震化率 : 44.7% (R2) → 50.1% (R7)

災害時連携体制の確立（上水道）	
総合計画 I-1-5	生活安全課，水道事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	

危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 3-2】	
総合計画 I-4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や地域に被害が及ぶおそれがある様々な危機の発生を防止するとともに，万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限に食い止めるため，各分野・施設ごとの「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また，必要に応じて適宜見直しを行い，未知の感染症その他の市民生活などに多大な影響を及ぼすおそれのある事態に対応する体制を整えていきます。</li> </ul>	

飲料水の備蓄推進	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各避難所の防災倉庫に備えた飲料水，その他の維持管理に努めるとともに，基幹的防災備蓄倉庫の建設により，飲料水等物資を追加補充する体制を整備し，必要な飲料水の確実な確保に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標）	飲料水備蓄量（想定避難者数×3L×1日＝約 30,000L）：100%（R2） → 100%（R7）

消防水利の確保	
総合計画 I-5-2	生活安全課，広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した防火水槽の把握に努めるとともに，大規模な地震が発生した場合の火災に備え，耐震性能を有した防火水槽の整備を検討します。</li> </ul>	

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

災害時連携体制の確立（下水道）	
総合計画 I -1-5	生活安全課，下水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
下水道施設の老朽化対策，地震対策，耐水化対策	
総合計画 V -7-1	下水道課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業ストックマネジメント計画に基づき，計画的に下水道施設の改築更新し，機能を維持します。</li> <li>・地震対策として，下水道施設の耐震化を推進します。</li> <li>・近年のゲリラ豪雨が及ぼす河川の氾濫による処理機能停止を防ぐため，下水浄化センターの耐水化対策を推進します。</li> </ul>	
合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発	
総合計画 V -7-2	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況に即し，下水道事業等との役割分担を図りながら，合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽の撤去費用の一部を助成し，河川や湖沼，海域などの公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 合併処理浄化槽普及率：24.7%（R2）→ 25.4%（R7）	
農業集落排水施設のストックマネジメントの推進	
総合計画 V -7-3	農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水の処理施設の修繕・更新等の平準化を図り，効率的な維持管理を行うことでライフサイクルコストの低減を図るとともに西中根地区，東中根地区の衛生的な環境の確保に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 農業集落排水施設の修繕率：0%（R2）→ 7.8%（R7）	
し尿処理体制の充実（勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理）	
総合計画 V -10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては，施設の修繕を計画的に行い，安定的なし尿処理を行います。</li> </ul>	

## 6-4 地域交通ネットワークの分断

災害時連携体制の確立（道路）	
総合計画 I -1-5	生活安全課，道路建設課，道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
安全な避難路の確保 【再掲 1-3, 2-2】	
総合計画 I -2-1	建築指導課，公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため，国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し，倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>・ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を，通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合，費用の一部を助成します。</li> </ul>	
市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-3, 2-2, 5-1】	
総合計画 V -5-1	道路建設課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・橋梁については，予防的な修繕を行うとともに，全橋の点検を実施し，長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	都市計画道路の整備率：87.6%（R2）→ 89.6%（R7） 橋梁の補修率：1.6%（R2）→ 10.3%（R7）
国・県道の整備促進	
総合計画 V -5-2	都市計画課・道路建設課・道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な連携や円滑な交通を確保するため，国道や県道の整備促進について，国や県に要望していきます。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-1, 5-1, 6-1】	
総合計画 I-2-1	道路管理課, 道路建設課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において、電柱倒壊による交通障害の発生や、電気通信等の長期供給停止の被害を軽減するなど、防災上の向上を図ることで、緊急避難道路等の安全で円滑な道路空間を確保するため、電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ電線類の地中化を進めてまいります。</li> </ul>	
空き家の発生抑制及び解消 【再掲 1-3】	
総合計画 I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により倒壊・道路閉塞等の可能性がある空き家について、所有者等に対する適正管理の啓発を行うとともに、適正な管理がされていない状態の空き家の所有者等に対しては、助言や指導を実施します。また、危険性が切迫した場合には、所有者等に代わり最低限の応急措置を実施し、市民の安全安心の確保に努めます。また、応急措置の実施にあたっては、国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」を有効に活用します。</li> </ul>	
地籍調査の促進	
総合計画 V-2-1	農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の円滑な復旧・復興を確保するために、地籍調査を推進します。</li> </ul>	

## 目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害の防止

### 7-1 大規模延焼火災の発生

消防体制の強化 【再掲 1-5】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害や高齢社会における消防需要に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力の強化を図ります。</li> <li>・老朽化した消防本部・笹野消防署庁舎を建設し、本部機能の一元化とともに広域消防体制の基盤強化を図ります。</li> <li>・消防施設の機能充実を図るとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備・更新による消防力の強化に努めます。</li> <li>・地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。</li> <li>・消防団員の安全を確保するため、装備品の充実に努めます。また、消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの改修や消防自動車の計画的な更新を図ります。</li> <li>・市民一人一人の防火意識を高め、住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>・防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中で、事業所や危険物施設に対する適切な指導により防火安全対策強化を図ります。また、違反對象物を公表し、市民が利用する建物の危険性について情報提供するとともに、早期の違反是正を促します。</li> <li>・いばらき消防指令センターと連携し、円滑な災害情報の共有・伝達等、効率的・効果的な消防通信体制の構築に努めます。</li> <li>・近年の気候変動の影響により、発生頻度が増大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標 (目標)	整備事業の進捗率 (本部・笹野署建替え) : 0% (R2) → 100% (R7)

防災空間の確保	
総合計画 V-5-1	建築指導課, 道路建設課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両が進侵入できない道路幅員の狭い市街地などにおいては、消防活動困難区域の解消や延焼遮断空間の確保のため、セットバックを図るとともに、地元要望に基づく道路の計画的な整備を推進します。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-3】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや高齢者など、避難に時間がかかる方でも素早い一時避難が可能となるよう、まとまった面積の公園がない地域や土地区画整理事業にて確保された公園用地への公園整備を進めます。</li> <li>公園を災害時の一時的な避難場所等として活用できるよう、公園施設の長寿命化を推進するとともに、樹木の伐採・剪定や除草、清掃等による管理を行います。</li> </ul>	

## 7-2 情報不足等による二次災害の発生・拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 4-1, 7-4】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会をはじめ、防災関係機関、団体等の広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）→ 10,000人（R7）	

災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 4-1, 4-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課，情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報の伝達手段や通信連絡手段を確保するため、防災行政無線等の通信機器を適切に運用するとともに、デジタル化も含めた設備更新をしていきます。</li> <li>情報技術の向上に応じて新たな通信手段を導入し、多様な情報伝達手段を確保します。</li> <li>災害時に適切な情報の取捨選択ができるよう、市民の情報活用能力の向上を支援するため、ITサポートセンターによる相談業務やIT講座の運営をすすめていきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 安心安全メールへの登録者数：3,200人（R2）→ 7,500人（R7）	

消防通信施設の整備・更新 【再掲 4-1】	
総合計画 I-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>いばらき消防指令センターと連携し、円滑な災害情報の共有・伝達等、効率的・効果的な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>	

## 7-3 大規模災害後の避難所等での感染症等のクラスター発生・感染拡大

避難所の密の回避	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症と自然災害が重なる複合災害時に、避難所の衛生管理と過密状態を防止するため、避難所における避難者用のスペースとして複数の部屋を確保します。また、分散避難の考え方を周知していきます。</li> </ul>	
感染症等に対する危機管理体制の確立 【再掲 2-4】	
総合計画 I -4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや治療薬がなく、感染の防御が極めて困難で感染すると重症化する恐れがあり、市民の生命を脅かす感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、国、県、事業者と連携を図りながら、感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
感染症予防対策 【再掲 2-4, 2-5】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会や学校などの関係機関と連携するとともに、子育て支援アプリ等の媒体を活用し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら、安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>・新たな感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 乳幼児予防接種の接種率：95.5%（R2）→ 95.7%（R7）	
汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-4, 2-5】	
総合計画 V -7-3	下水道課，環境保全課，農政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲み取りトイレや単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推奨するなど、生活排水対策として汚水処理施設の整備を推進します。</li> <li>・下水浄化センター，管きよ及びポンプ施設について，下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築更新し，効果的・効率的に各施設の機能を維持します。</li> </ul>	
※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	

## 7-4 大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 4-1, 7-2】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会をはじめ、防災関係機関、団体等の広範囲な参加の下、総合的な防災訓練を実施するとともに、課題や問題点を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：8,300人（R1）→ 10,000人（R7）</p>	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 4-1, 8-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備し、定期的に更新していきます。</li> </ul>	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-2, 1-4】	
総合計画 I -3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川は、未整備区域である下水浄化センターより下流部の築堤整備とともに、津波・高潮対策として河口付近の防潮堤の嵩上げ及び中丸川・早戸川合流地点の常設排水ポンプ設置について国へ要望を行います。</li> <li>・中丸川は、多目的遊水地を含めた未改修区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・大川は、冠水被害解消に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は、平成28年8月の集中豪雨による浸水被害解消に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランに基づき計画的に整備を進めていきます。</li> <li>・雨水の流出を抑制し、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表上貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトや今後策定が予定される那珂川水系流域治水プロジェクトに基づき、これまでの治水対策を加速化させ、堤防整備など河道の流下能力の向上を図ります。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 25.0%（R2）→ 98.3%（R7）</p>	

## 目標 8. 迅速な復旧・復興

### 8-1 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の整備	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するため、協力業者や他自治体との応援体制を確立するなど、事前からの人員確保と連携体制の整備を図ります。</li> </ul>	

ごみ処理体制の充実	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては、施設の修繕を計画的に行い、安定的なし尿処理を行います。</li> <li>・不燃ごみ処理及び資源リサイクルについては、東海村と共同処理をする新たな処理施設の整備及び処理体制について検討していきます。</li> </ul>	

### 8-2 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 3-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R1）→ 100%（R7）	

個別訓練・研修等の実施	
総合計画 I-1-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人員を要する災害対応を円滑に進めるため、個別の災害対応業務に関する研修や訓練等の計画的・定期的な実施を推進します。</li> </ul>	

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

地域防災の取組への支援 【再掲 1-1】	
総合計画 I-1-4	生活安全課, 市民活動課, 地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。</li> <li>・災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 防災士登録者数：189人（R2）→ 300人（R7）	
空き家等対策	
総合計画 I-6-3	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等の対策は、国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」の活用を視野に、ひたちなか市空き家等対策計画に基づき、空き家の「発生抑制」、「有効活用の促進」、「適正な管理がされていない状態の解消」の3つの考えを基本とした、総合的な空き家等対策を推進します。</li> <li>・自治会等の地域や関係機関等との連携により、空き家等対策を推進します。</li> </ul>	
NPO などとの協働（市民交流センターの運営支援及び利用促進）	
総合計画 VI-1-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民交流センターの利用促進を図るため、コミュニティギャラリーの利用について広く周知するとともに、勝田駅東口の憩いの広場を活用したふれあい祭りやキャンドルナイトなどのイベントを充実し、市民の交流機会の増加に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 交流センターの年間利用者数：28,500人（R2）→ 30,000人（R7）	
自治会活動の支援	
総合計画 VI-2-1	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会未結成地区については、近隣自治会やコミュニティ組織を通じて自治会の必要性・重要性を周知し、自治会結成の気運の醸成を図ります。</li> <li>・次世代の担い手となる子どもたちが家庭や地域とのふれあいの中で、自治会の役割や地域活動の重要性・必要性を理解する機会をつくり、自治会への参加を促します。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 自治会加入世帯数：36,901世帯（R2）→ 37,300世帯（R7）	

コミュニティ活動の支援	
総合計画VI-2-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の拠点であるコミュニティセンターの運営を支援するとともに、引き続き各施設の状況に応じた修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建替えの時期を考慮する施設については、他の公共的機能を併せるなど、施設の複合化についても検討します。</li> </ul>	

#### 8-4 応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 4-1, 7-4】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を計画的に整備し、定期的に更新していきます。</li> </ul>	

#### 8-5 風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

風評被害の防止	
総合計画 II -6-1	商工振興課, 観光振興課, 農政課, 水産課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時及び災害後の消費者等の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報の収集と、迅速かつ的確な情報発信を図ります。</li> </ul>	

## 2. 施策の重点化

施策の重点化・優先順位付けについて、基本計画を参考として、リスクシナリオ単位で重点化を図るものとします。本計画では、人命の保護を最優先とし、他のリスクシナリオへの効果、施策の影響の大きさ・緊急性など、以下の点を勘案し、重点化・優先すべき取組を選定しました。

### 施策の重点化の視点

- 他のリスクシナリオへの効果：複数のリスクシナリオの回避にも繋がる施策効果の大きさ。
- 影響の大きさ：施策を講じない場合の生命・財産、社会経済システムへの影響の大きさ。
- 緊急性：大規模被害に直結するなどの緊急度の高さ。
- 進捗度：施策の目標指標への到達程度。

表 5.1 ひたちなか市の施策を重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-2	大規模津波，土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	住宅，建築物，土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保	2-1	食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止
		2-2	救助・救急，医療活動の長期停滞，停止
		2-5	劣悪な避難生活環境，避難者の健康状態の悪化，感染症の拡大
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	情報伝達の不備による多数の死傷者の発生
5	経済活動の機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧	6-1	電気・ガス・燃料などの長期供給停止
		6-2	上水道等の長期間の機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害の防止	7-1	大規模延焼火災の発生

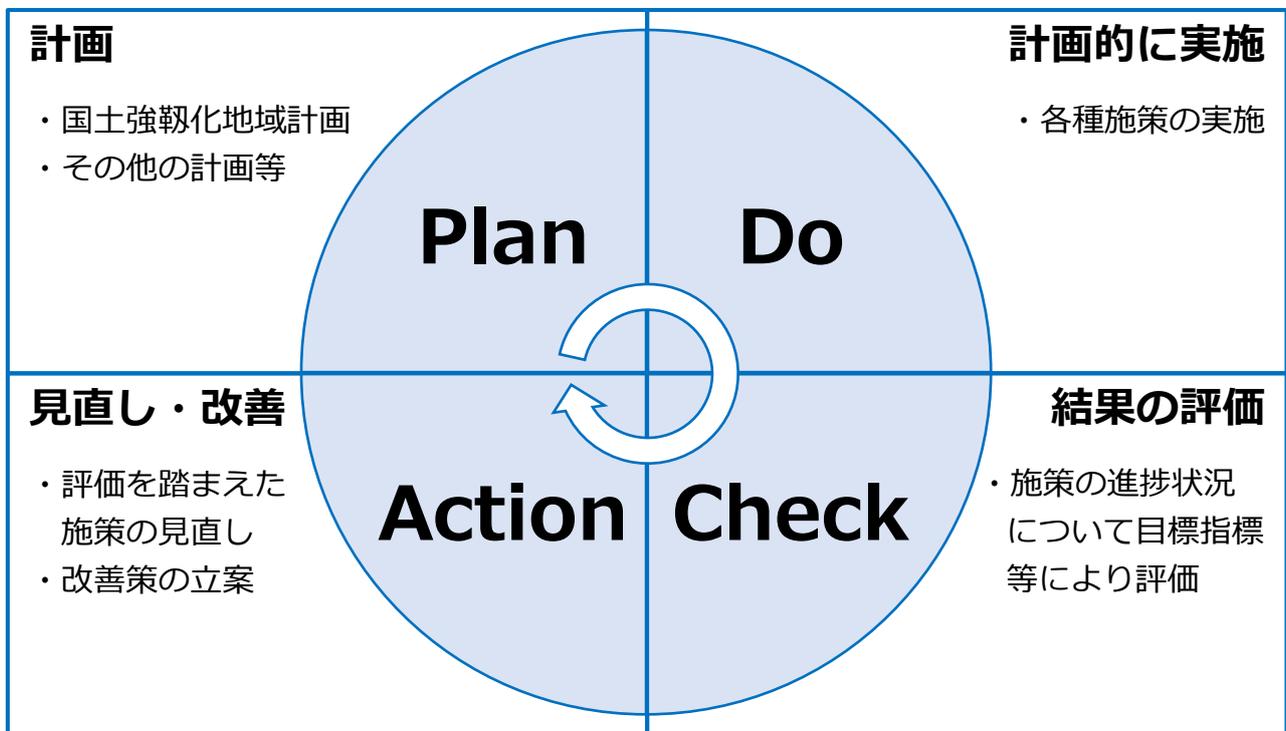
## 第6章 計画の推進と進捗管理

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び茨城県の強靱化施策の進捗状況、本市の総合計画、地域防災計画等の見直しなどを考慮しつつ、適宜見直しを行うこととします。また、毎年度の進行管理を行う中で、以下の主な観点による評価を行い、新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても必要な見直しを行います。

- 施策の目標指標に対する進捗度合
- 訓練や新たな災害等による課題・教訓
- 関係法令や関連計画の見直し事項

以上によるPDCAサイクルの取組により、強靱化の着実な推進を図ります。

なお、本計画は、ひたちなか市の他の分野別・個別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合を図るものとします。



# ひたちなか市国土強靱化地域計画

令和3年2月策定

編集発行

ひたちなか市市民生活部生活安全課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111 (代表)

# ひたちなか市国土強靱化地域計画

## 資料編

資料1 指標目標一覧

目標指標一覧

指標	施策	リスクシナリオ	現状		目標		重点化
			数値等	評価年度	数値等	達成年度	
総合防災訓練への参加者数	災害への備え(総合防災訓練の実施及び課題の検証)	1-1, 3-2, 4-1, 7-2, 7-4	8,300人	R1	10,000人	R7	○
防災士登録者数	地域防災の取組への支援	1-1, 8-3	189人	R2	300人	R7	
自主防災会の訓練実施率	防災意識の啓発	1-1, 1-2, 1-4	100%	R1	100%	R7	○
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	避難行動要支援者対策	1-2, 1-4	83.3%	R2	100%	R3	○
中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策(進捗率)	河川・雨水幹線の整備	1-2, 1-4, 7-4	25.0%	R2	98%	R7	○
住宅の耐震化率	住宅、建築物の耐震化	1-3	85.1%	H30末	95%	R7	○
都市計画道路の整備率	市道等の整備(交通ネットワークの強化, 長寿命化への対応)	1-3, 2-2, 5-1, 6-4	87.6%	R2	89.6%	R7	○
橋梁の補修率	市道等の整備(交通ネットワークの強化, 長寿命化への対応)	1-3, 2-2, 5-1, 6-4	1.6%	R2	10.3%	R7	○
整備事業の進捗率(本部・笹野署建替え)	消防体制の強化	1-5, 7-1	0%	R2	100%	R7	○
協定締結自治体との協議のフォローアップ率	災害時連携体制の確立(災害時応援協定)	2-1, 2-2, 2-5, 3-1, 3-2, 8-2	100%	R1	100%	R7	○
防災備蓄量=食料備蓄量/(想定避難者数×3食×1日)×100	備蓄の強化(防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄)	2-1	99.3%	R2	100%	R7	○
基幹的備蓄倉庫の整備率	備蓄の強化(防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄)	2-1	0%	R2	100%	R7	○
配水管の耐震化率	上水道の整備(配水管の布設替え)	2-1, 6-2	44.7%	R2	50.1%	R7	○
安定的な救急救命士の年間養成人数	救急体制の強化	2-2	2人	R1	2人	R7	○
人口10万人当たりの医師数	医療体制の構築(医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望)	2-2	132.3人	R2	197.5人	R7	○
乳幼児予防接種の接種率	感染症予防対策	2-4, 2-5, 7-3	95.5%	R2	95.7%	R7	
非常用発電機能を装備した公用車(ハイブリッド車等)の導入	指定避難所の停電対策	2-5	0台	R2	8台	R7	○
安心安全メールへの登録者数	災害時の情報伝達手段の整備	4-1, 4-2, 7-2	3,200人	R2	7,500人	R7	○
飲料水備蓄量(想定避難者数×3L×1日=約30,000L)	飲料水の備蓄推進	6-2	100%	R2	100%	R7	○
合併処理浄化槽普及率	合併処理浄化槽(合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発)	6-3	24.7%	R2	25.4%	R7	
農業集落排水施設の修繕率	農業集落排水(農業集落排水施設のストックマネジメントの推進)	6-3	0%	R2	7.80%	R7	
交流センターの年間利用者数	NPOなどとの協働(市民交流センターの運営支援及び利用促進)	8-3	28,500人	R2	30,000人	R7	
自治会加入世帯数	自治会活動の支援	8-3	36,901世帯	R2	37,300世帯	R7	



資料2 事業内容一覧

事業内容一覧

(1/4)

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2020)	目標値 (2025)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
都市整備部	道路事業(調整区域)	国道245号線 那珂湊 拡幅	水戸市小泉町～部田野	事業中	完成	2021	15,800	県
	道路事業(調整区域)	国道245号線 勝田 拡幅	部田野～東海村豊岡	事業中	完成	2021	13,400	県
	道路事業(調整区域)	水戸那珂湊線	磯崎町～阿字ヶ浦町	事業中	事業継続	2028～	2,700	県
	道路事業(調整区域)	那珂湊那珂線	金上～三反田	事業中	事業継続	2028～	2,264	県
	道路事業(調整区域)	水戸勝田那珂湊線(求 農橋)	中根	事業中	完成	2023	900	県
	道路事業(調整区域)	常陸那珂港山方線	長砂～東海村照沼	事業中	完成	2020	180	県
	道路事業(調整区域)	照沼笠松線	東海村照沼～東海村船 場	事業中	事業継続	2028～		県
	道路事業(調整区域)	昭和通り線	道路改良 馬渡工区 (1.2km)	未着手	事業継続	2028～	2,400	市
	道路事業(調整区域)	東中根高場線	道路改良(橋梁工事含 む)三反田工区(1.7k m)	事業中	事業継続	2028～	10,900	県,市
	道路事業(調整区域)	東中根高場線	道路改良(橋梁工事含 む)金上工区(0.6km)	2025以降 着手	-	2028～	16,000	未定
	道路事業(市街化区域)	阿字ヶ浦海岸線	道路改良 (0.6km)	2025以降 着手	-	2028～	1,300	市
	道路事業(市街化区域)	昭和通り線	道路改良 中根工区 (0.2km)	2025以降 着手	-	2028～	400	市
	道路事業(市街化区域)	東中根高場線(高場跨 線橋)	新橋増設, 現橋補強 高場工区(0.5km)	事業中	完成	2024	2,190	市
	道路事業(市街化区域)	東中根高場線	道路改良 高場～足崎 工区(3.0km)	2025以降 着手	-	2028～	6,000	未定
	道路事業(市街化区域)	佐和停車場高野線	道路改良 高野工区 (0.5km)	2025以降 着手	-	2028～	2,500	市
	道路事業(市街化区域)	停車場堀口線	道路改良 堀口工区 (0.4km)	2025以降 着手	-	2028～	2,000	市
	道路事業(市街化区域)	東石川長砂線	道路改良 中根工区 (0.7km)	2025以降 着手	-	2028～	1,400	市
	道路事業(市街化区域)	武田市毛線	道路改良 武田工区 (0.1km)	2025以降 着手	-	2028～	500	市
	道路事業(市街化区域)	富士ノ上阿字ヶ浦線	道路改良 阿字ヶ浦町 工区(1.6km)	2025以降 着手	-	2028～	3,200	市
	道路事業(市街化区域)	佐和駅東西自由通路 線	歩行者専用道路整備 高場工区(0.1km)	事業中	完成	2022	2,760	市
	都市防災推進事業	ひたちなか市防災子ど も安全まちづくり計画	道路拡幅, 公園整備, ポンプ嵩上げ等	事業中	完成	2023	591	市
	市街地整備事業	東部第1土地区画整理 事業	103.0ha	事業中	完成	2023	13,630	市
	市街地整備事業	東部第2土地区画整理 事業	106.8ha	事業中	事業継続	2048	18,000	市
	市街地整備事業	佐和駅東土地区画整 理事業	56.7ha	事業中	事業継続	2036	16,920	市
	市街地整備事業	武田土地区画整理事 業	48.7ha	事業中	事業継続	2031	17,580	市
	市街地整備事業	六ッ野土地区画整理事 業	103.4ha	事業中	事業継続	2034	17,646	市
	市街地整備事業	阿字ヶ浦土地区画整 理事業	83.4ha	事業中	事業継続	2041	15,524	市
	市街地整備事業	船窪土地区画整理事 業	19.1ha	事業中	事業継続	2033	6,090	市
公園事業	(仮称)六ッ野1号公園	公園整備 0.3ha	2023着手	完成	2023	43	市	

事業内容一覧

(2/4)

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2020)	目標値 (2025)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
都市整備部	公園事業	(仮称)大平公園	公園整備 0.2ha	2022着手	完成	2023	92	市
	公園事業	館野脇公園	公園整備 0.16ha	2022着手	完成	2022	24	市
	公園事業	(仮称)磯崎公園	公園整備 0.2ha	2023着手	完成	2023	50	市
	公園事業	武田湫尾公園	公園整備 0.2ha	2023着手	完成	2023	30	市
	公園事業	(仮称)田彦西公園	公園整備 0.28ha	2020着手	完成	2021	97	市
	公園事業	稻田公園	公園整備 0.2ha	2024以降 着手	-	2025~	100	市
	公園事業	三反田公園	公園整備 0.2ha	2024以降 着手	-	2025~	100	市
	公園事業	平磯公園	公園整備 0.2ha	2024以降 着手	-	2025~	100	市
	公園事業	市毛北公園	公園整備 0.2ha	2024以降 着手	-	2025~	100	市
	公園事業	(仮称)市毛南公園	公園整備 0.2ha	2022着手	完成	2023	100	市
	公園事業	長堀第3公園 外237 公園	長寿命化対策 市営公 園(238公園)	事業中	完成	2023	799	市
建設部	道路事業(調整区域)	市道湊1-14号線	道路改良 (0.3km)	事業中	完成	2021	120	市
	道路事業(調整区域)	市道湊1-10号線((仮) 東西道路)	道路改良 県道水戸那 珂湊線~和田町常陸海 浜公園線(2.7km)	検討中	-	-	12,500	市
	老朽化・耐震対策事業	市道1級2号線(高場二 線橋)	橋梁修繕工事	工事施工 中	完成	2020	450	市
	老朽化・耐震対策事業	市道津田・枝川地区 189号線(無名橋33)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2023		市
	老朽化・耐震対策事業	市道津田・枝川地区 225号線(無名橋39)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2023		市
	老朽化・耐震対策事業	市道津田・枝川地区 225号線(無名橋40)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2023		市
	老朽化・耐震対策事業	市道足崎・長砂地区 234号線(無名橋43)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2023		市
	老朽化・耐震対策事業	市道津田・枝川地区 237号線(無名橋45)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2023		市
	老朽化・耐震対策事業	市道1級14号線(大島陸 橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2022		市
	老朽化・耐震対策事業	市道湊1級7号線(平磯 陸橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2020		市
	老朽化・耐震対策事業	市道1-8号線(外野跨線 橋)	橋梁定期点検	新規着手	完成	2020		市
	河川事業	一級河川那珂川	河川改修(11.6km)	事業中	事業継続	2028~		国
	河川事業	一級河川早戸川	河川改修(6.4km)	2020着手	全線完成 (暫定)	2022		県
	河川事業	一級河川中丸川	河川改修(7.7km)	事業中	事業継続	2028~		県
	河川事業	一級河川大川	河川改修(2.7km)	事業中	事業継続	2028~		市
	河川事業	一級河川本郷川	河川改修(1.2km)	2025以降 着手	-	2028~		県
	河川事業	普通河川本郷川	河川改修(5.0km)	2025以降 着手	-	2028~		市
河川事業	準用河川おさえん川	河川改修(1.8km)	2025以降 着手	-	2028~		市	
河川事業	準用河川下江川	河川改修(0.64km)	2025以降 着手	-	2028~		市	

## 事業内容一覧

(3/4)

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2020)	目標値 (2025)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
建設部	河川事業	準用河川鳴戸川	河川改修(1.6km)	2025以降 着手	—	2028～		市
	河川事業	普通河川旧早戸川	河川改修(0.6km)	2025以降 着手	—	2028～		市
	河川事業	普通河川新川	河川改修(5.7km)	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	高場排水区	雨水管きよ整備(7.3 km), 調整池等	事業中	事業継続	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	大島排水区	雨水管きよ整備(3.9km)	事業中	事業継続	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	本郷排水区	雨水管きよ整備(1.5km)	2020着手	事業継続	2023～ 2027		市
	下水道事業(浸水対策)	那珂川第1・2排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	那珂川第3・4排水区	雨水管きよ整備(2.1km)	事業中	事業継続	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	早戸川右・左岸排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	おさえん川右・左岸排 水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	中丸川排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	新川第1・2・3・4・5・ 6・7・8排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	早戸川排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	常陸那珂排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	阿字ヶ浦排水区	雨水管きよ整備(1.4km)	2022着手	事業継続	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	磯崎第1・2排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	平磯第1・2・3排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	殿山排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	牛久保排水区	雨水管きよ整備	2025以降 着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	那珂湊第1排水区	雨水管きよ整備(0.6km)	事業中	事業継続	2023～ 2027		市
	下水道事業(地震対策)	全体計画に定める処理 区及び排水区, 下水浄 化センター, 中継ポン プ場	下水道施設の耐震化	工事中	完成	2025	14,400	市
	下水道事業(長寿命化 対策)	全体計画に定める処理 区及び排水区, 下水浄 化センター, 中継ポン プ場	下水道施設の改築	工事中	工事中	2029	5,100	市
	下水道事業(未普及促 進)	南部処理区, 流域処理 区	污水管きよ整備(南部処 理区6,130m, 流域処理 区10,985m)	工事中	完成	2025	2,500	市
下水道事業(耐水化対 策)	下水浄化センター及び 湊中継ポンプ場	下水道施設の耐水化	未着手	完成	2025	300	市	
教育委員会	構造上危険な状態にあ る建物の改築			2029年度 着手予定	事業継続	2060		市
	長寿命化改良事業			2021年度 着手予定	事業継続	2028		市
	大規模改造(質的整備)			事業着手 済み	事業継続			市
	学校統合に伴う既存施 設の改修			未着手				市

事業内容一覧

(4/4)

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2020)	目標値 (2025)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
教育委員会	屋外教育環境の整備に関する事業	—		事業着手済み	事業継続			市
	木の教育環境の整備に関する事業	—		未着手				市
	地域・学校連携施設の整備に関する事業			未着手				市
	幼稚園の園舎の新增築			2020年度着手予定	2021年度完了予定			市
	学校給食施設の新増築			事業着手済み	完成	2024		市
	学校給食施設の改築			事業着手済み	完成	2025		市
	地域スポーツセンター新改築, 改造			事業着手済み	事業継続			市
	学校水泳プール(屋外)新改築			未着手				市
	中学校武道場新改築			未着手				市
	防災機能の強化に関する事業	—		事業着手済み	事業継続			市
	太陽光発電等の整備に関する事業	—		事業着手済み	事業継続			市
	学童クラブ施設の新改築, 修繕事業			事業着手済み	事業継続			市・民間